

日程第1 一般質問

5番 村田 豊

- (1) 新規就農後継者育成の方針と問題点は
- (2) リニア中央新幹線工事に関連した対応策は
- (3) 情報通信技術「ICT」を用いた学習への取組を進められないか

4番 山崎 啓造

- (1) 提案されました平成26年度予算について質問します。
(鳥獣害防止対策事業、農業振興事業、橋梁維持管理事業)

1番 中塚 礼次郎

- (1) 記録的な大雪による農業被害への支援対策について
- (2) 大雪時に対する住民の安全確保・除雪対策について

3番 小池 厚

- (1) 村管理の道路の除雪対応について
- (2) 交通弱者への対応について

8番 柳 生 仁

- (1) リニア中央新幹線工事について
- (2) 農業者就農支援について
- (3) 犯罪抑止と通学路の安全確保について

6番 大原 孝 芳

- (1) 中川村美しい村づくり条例制定後の展開について
- (2) 憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認について

出席議員（10名）

1番	中塚	礼次郎
2番	高橋	昭夫
3番	小池	厚
4番	山崎	啓造
5番	村田	豊
6番	大原	孝芳
7番	湯澤	賢一
8番	柳生	仁
9番	竹沢	久美子
10番	松村	隆一

説明のために参加した者

村長	曾我逸郎	副村長	河崎誠
教育長	下平達朗	総務課長	宮下健彦
会計管理者	宮澤学	住民税務課長	米山恒由
保健福祉課長	玉垣章司	振興課長	福島喜弘
建設水道課長	米山正克	教育次長	座光寺悟司

職務のために参加した者

議会事務局長	中平千賀夫
書記	松村順子

平成26年3月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成26年3月11日 午前9時00分 開議

- 事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)
- 議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)
ご参集ご苦労さまでございます。
ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
日程第1 一般質問を行います。
通告順に発言を許します。
5番 村田豊議員。
- 5番 (村田 豊) 私は、さきに通告をいたしました3点についてお聞きをしたいというふうに思います。質問内容が多いわけですので、絞って質問をさせていただきますので、答弁も、そのように、よろしく配慮をいただくようお願いしたいと思います。
最初に、1問目として新規農業就農後継者の育成の方針と問題点ということでお聞きをしたいと思います。
特に就農者の高齢化と後継者不足ということが深刻に、深刻度を増しております。そのために未利用地や荒廃地が年々増えてきていますけれども、今後、少しでも改善していくということを検討していかないと、やはり大きな農村地帯としての問題になってくるというふうに思います。
そこで、具体的に、3点ほどですが、お聞きをしたいというふうに思います。
1点は、畑地への人・農地プランの活用ができるようになりましてけれど、どのように進めるかということをお聞きしたいと思いますが、水田地帯のことにつきましては、るる、今まで集落での説明会がされておりますので、これは省き、省略をしていただきたいと思いますが、特に①として挙げたのは、豊丘あたりでは、25年度から、この制度ができておりますので、活用をして、上段地帯の樹園地に具体的な取り組みをしてスタートをして、ある程度の効果が上がってきております。
そういう点から、新制度の改正点ということについては2条件が出ておまして、畑地でも活用できますよ、樹園地でもいいですよ、畑地の中でも、ということが要件になっておりますし、今までは所得補償に参加したというような水田の場合には項目がありましたが、販売をしている農家であれば対象になりますよということが、昨年度から具体的に要綱として出てきました。
そこで、そういった内容について営農センター等で、豊丘を初め下伊那等々の視察をして、内容を確認をされて、具体的に中川としての取り組みが始まっておりますけれど、1点目として、そういった制度を活用した畑地、樹園地での検討や取り

組みが、中川として何か所ぐらい、どんな進度の進み具合かということをお聞きをしたいと思います。

○振興課長

中川村では、特に畑地が集団的に樹園地等として活用されている地区ということで、現在、西ヶ原地区、ご承知のとおり、西ヶ原地区、昭和50年代に、リンゴ、それからナシの団地造成をいたしまして、その後、ナシについては大幅に切られてきている、また、リンゴのほうも切り始めが行われている、それから、その後、ブドウ団地も造成したんですけれども、ブドウ団地も高齢化してきているという中で、西ヶ原地区全体を1つのモデルとして、現在、営農センター等の西ヶ原地籍の耕作者の皆さんと一緒に、昨年から人・農地プラン、それから、それにかかわらず、旧の農地・水支払交付金のほうの活用、そういったことも含めて検討が始まっている段階であります。

村内においては、現在、進めているのは、西ヶ原地区、1カ所です。現状は、そんなところです。

○5 番

(村田 豊) 具体的に1カ所ということですが、これは、もう少し範囲を広めて振興策をとっていただきたいというふうに思います。

2点目ですが、特に荒廃地が進んできている、未利用地が増えているという中に、農家を継承する人たちの土地の活用ということが、非常に、昔に比べると、あるいは勤めて2種兼業でやっておられる皆さんの退職間近の皆さん等々から見てみますと、非常に若い人たちが、自分の土地を全然利用しないというようなケースが散見されまして、そういうところが荒廃地化しているような場所もありますし、ほとんど、日曜日に自分の土地を耕さずに、丸投げで委託をしてしまうというようなケースが多くなってきているわけですし、若い新たな後継者をつくるということは非常に難しいことであるわけですので、この農家を継承している人たちが、いかに土地の活用をどうしていくか、全部の面積じゃなくてもいいんですけれども、自分の所有地は、自分で、ある程度は補完する、守るということを、活用するということを進めることが、やはり大事な点ではないかと思いますが、この定着について、どのような進め方をしていくかというような検討等は、営農センターを含めてされているか、特に新規就農者が少ないという中では、やはり、土地所有者が、いかに土地を効率利用していくかということが大事な点だと思いますが、そんな検討がされているかどうかお聞きしたいと思います。

○振興課長

本来ですと、農家の跡取りの方が、農地などの生産基盤だけではなく、技術、あるいは農業経営のノウハウ等を継承されるという、これが農業従事者を確保する一番の早道かとは思いますが、中川村、総体的に農業経営規模が小さいために、農業収入だけではとても生活ができない、あるいは高学歴化に伴いまして農業以外へ職を求める方が多く、その結果、農業従事者の高齢化や遊休荒廃農地が年々増加しているというところでもあります。

今回、国の大幅な農業政策の転換の中で、さらに国では農業構造改革を加速させていくということで、農林水産業地域の活力創造プランというものを取りまとめま

して、その中で具体的な改革として、農地中間管理機構の創設、それから経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米施策の見直し、日本型直接支払制度の創設、こういったものを打ち出してきております。

特にご質問の土地活用ですけれども、農家が、そのまま跡取り等に継承していくのではなくて、新たに都道府県単位に農地中間管理機構を設立して、それを活用しながら担い手農家へ農地を集積していくんだという方向になってきております。この制度の付ましては、支援策等も具体的にあるわけなんですけれども、農地中間管理機構につきましては、まだ概要しか市町村には説明がされておられません。今後、さらに説明会があるということで、この中間管理機構がいかに中川村で活用できるか、そういったことも判断しながら、今後、検討を進めていくことになろうかと思えます。

○5 番 (村田 豊) 具体的に新たな制度の取り組みをしながらということですが、現状の中での問題点は十分検討できると思えますので、今後、具体的な施策を立てていていただきたいと、いかに、この部分の、言ってみれば歯どめができるかどうかということが中川の農業を支える1つの大きな力にもなっていきますので、その点は、よろしくお願ひしたいと思えます。

次に、新規就農里親制度の活用についてということで、この点については1点だけですが、里親制度上の問題点等々があるんじゃないかということ等がありますけれども、簡単にお聞きしますので、この点は、細かく内容、結構ですので、質問内容についてお答えをいただきたいと思えます。

きのうの交流会等でも非常に内容は濃く、いい、それぞれの若い皆さんの発表があり、それぞれの気概を感じたわけですけれども、里親制度については、非常に活用されている人たちが人員が少ないというようなこと、それから、下伊那等でもありますが、制度活用後の定着率が非常に低いということ等も言われております。資金を、就農交付金とあわせてですけれども、そういった点が出ておりますが、特に、この点については、どのように感じておられるか、あるいは中川で、恐らく人員が、里親の人員、少ないと思えますけど、今後、どのくらいの増を考えているのか、その点、お聞きしたいと思えます。

○振興課長 里親制度ですけれども、現在、中川村で登録されている里親は3名であります。昨年10月に、この里親制度、それから村のほかの行っている制度とともに説明会を開催し、希望を募ったところ、あるいは、新たに、この方、適当ではないかと思われる方へ働きかけをした結果、現在、新たに5名の方を登録を申請しております。合計で8名になるということで、今後、担い手不足の中では、これらの里親の皆さんを活用しながら、農業の技術等を学んでいただき、就農していただけたらというふうに考えております。

○5 番 (村田 豊) 3名から8名になるということで、非常に受け入れ農家が増えてくるといいと思えますが、技術面の習得と含めて経営面の習得が十分できるような対応を営農センターでも配慮をして、講習会等を設けていただきたいと

思います。聞くところによると、技術面の習得はそこそこできているけれど、経営面での知識が少ないために、非常に経営内容に不安を感じると、言ってみれば、一度、災害に遭うと、もう、それで離農するというようなケースがあるということを知っていますので、その点は、くれぐれも定着率を図るにはどうしたらいいかということ具体的な検討をしながら進めていただきたいと思います。

次の新規就農者への支援と問題点ということで、3点目ですけれども、青年就農給付金の活用はということですが、具体的に、今、経営開始型が5年、準備型が2年ということになっておりますが、この中で5年活用のを有利に使うべきだと、所得のない皆さんが、あるいはまた、農家を継承する皆さんについても対象になるわけですので、そんなふうを考えるんですが、現状の中では、どうも2年タイプが多いのかというふうに感じますが、この5年型の経営開始型のを多く取り入れてやっていく考え方があるのか、現状の様子も踏まえて、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○振興課長 この青年就農給付金制度、本来ならば、私どもとしては、農家の跡取りの方に活用できれば一番いいというふう感じていたんですけども、実際、国が制度化したものは、当初は新規就農者中心と、それが2年目に跡取りのほうにも制度としては拡充はされてきたんですけども、その中でも、やっぱり制限が多いという実態がございます。単に親の後継者として親元就農をしたというだけでは受給資格を得られないわけなんです。実際には、村内からも私たちのほうへ相談が寄せられております。その中で話し合いを進める中で、基本的な経営移譲とか、そういった問題で、なかなか、現在のところ、思い切ってそちらのほうへ移行できないというような結果に終わってしまっております。

そんな中では、村としましても、とにかく農家の皆さんへも説明を十分しながら、また相談をしながら、適用になるものについては適用されるように頑張っていきたいと思います。

○5 番 (村田 豊) 今、課長が言われるとおりでと思いますので、特に、今、限定されていた内容が農家の子弟の方でも受けられるということについての3点ほどの課題といいますか、引き継いでいく時点での問題点が国から示されて、そういう場合、クリアすればOKですよということが言われてきているわけですので、ぜひ、きのうの3人の皆さん、4人の皆さん、そうですけど、ああいった皆さんには、こういった制度を活用をして、5年間なら5年間、ある程度の給付金が受けられるような方を親御さんにも説明しながら、経営移譲をしながら進めていただくということを主体に考えていただくように営農センターへもお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、2点目ですが、他地区での状況把握をされているかどうかお聞きしたいと思いますが、これは問題点ということですが、新規就農者の定着が非常に悪いと、農家を継承した人でなくて、新規に、こういった給付金をもらって就農をしたけれど、国からの補助金が来なくなった途端に農業をやめてしまうというケースが、

下伊那、松川を初めとして出てきております。一番困っているのは、土地を預けた皆さんです。それから、もう1つは、うちへ婿様をもらって、こういったお金を活用してやろうと思ったけど、給付金が来なくなった途端に転職してしまったというケースで、周りの人たちも土地活用の中で非常に迷惑をしているということをお聞きをするわけですし、借りた土地ですので、災害が1、2年あれば、もう経営が成り立ちませんので、もうやれないから返すというような状況が、これは無理ないと思います。もうからなくなれば。そういう点での定着率、10年間の、中川の、例えば定着率、どのくらいだったのか、今後、5年で結構ですので、どのくらいの予想を、若い後継者の皆さんの予想をされているのか、人間的なものが把握できておいたらお聞きをしたいと思います。

問題点も含めて聞いておいたら、よろしく。

○振興課長

実績的に申しますと、中川村では経営開始型が平成24年に2名の方が受給されています。この皆さん、年齢的に45歳までしか受給できませんので、この2名の皆さんは、それぞれ1年ずつしか受給できなかつたと、これ、当然、平成24年に制度ができたもんですから、年齢的に1年しかできなかつた。

それから、平成25年度は、準備型ということで、現在、3名の方が受給しております。これは、現在、研修を受けているということで、この皆さんにつきましては、村の一般会計を通さずに、県から直接、給付金が出るもんですから、村の予算等へは数が載っておりません。その皆さんも、一応、準備型として2年間、受給される見通しであります。

今後の見通しにつきましては、現在のところ、計画としては、明確なものはございませんが、当然、村が、現在、考えている新規就農者の研修宿泊施設、これに入って、里親のもとで研修を受ける方については、この給付金を2年間、受給していくという方向で考えております。

問題点につきましては、中川村、比較的、新規就農で入られた方、現在のところ、あきらめたというケースは表立っては出てきておりません。

以上です。

○5 番

(村田 豊) 中川にはいないということですが、私の記憶する限りでは、3人ほどいたように、アスパラ等を含めてあるかというふうに思います。

具体的には、今、話がありましたように、4番議員が質問をしておりますので、私のほうでは質問は省きたいと思いますが、村独自の今年度の100万円を盛った新規就農者の研修施設ということで、なぜ、これからの予想がどのくらいあるかっていうことをお聞きしたいんですが、私は、今回、村で盛ったものは、費用対効果から考えると非常に疑問を持ちます。そういう点では、やはりスタッフの多い、専門の技術を持った、知識を持った県等の大学校だとか、そういうところへ、やはり知識吸収という意味では、そういったところを活用、教育機関を活用すべきじゃないかというふうに考えます。

それから、やはり、今、出たような下伊那等での問題になっている点等について、

中川でも、これから発生をしてくると考えられますので、十分、そういった点での営農センター等での対策等を組み立てながら取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

村の後継者の研修施設については、お聞きしたいと思いますが、4番議員からの質問がありますので、その点は省かせていただきます。

次に、2点目のリニア中央新幹線の工事に関連した対策という点についてお聞きをしたいと思います。

特に、この点については、私は12月にも質問をいたしました。その中で、再度、質問になりますが、内容的に多少変化をしてきている部分がありますので、そんな点に絞って質問をさせていただきます。

最初に、松川インター大鹿線の利用への村としての対応ということですが、さきの県の第4回の審議会のコメントに対してJR東海の澤田部長は、県道は事業改変区域に含まれないというようなことで、環境アセス上は問題がないというような、これはブッポウソウのことに對してということが、回答が主な内容じゃないかというように思いますが、この県道事業改変区域に含まれないというのは、国道は改修しないのか、あそこの県道ですね、県道は改修しないのかというようにとり方ができるわけですが、このコメントに対しては、JR東海のほうへ内容を確認されておられるかお聞きをしたいと思います。

○村長 松川インター大鹿線につきましては、直接、しかし内々にというふうな形で、改修をする、改良の予定があるというお話を聞いております。ですので、松川インター大鹿線につきましては、JRとして工事に差し障りのないようにする最低限の改良を加えるということをお話しております。

その事業改変区域に含まれるかどうかという、その事業改変区域の定義といいますか、何をもちいて事業改変地域というかということについては、JRは、実際のトンネルを掘る場所と、それからリニアに関する関連施設を建設をする場所、そういう所を事業改変区域というふうに呼んでいて、廃土の運搬に関する道路については事業改変区域だとはしていないというのがJRの考え方です。もちろん、それでは困るということをお話しているわけですが、JRのほうの考え方は、そういうふうな形になっています。

○5番 (村田 豊) わかりました。

具体的に、その辺までというような回答しか得られていないということですので、②の残土運搬や資材搬入ルートを検討はいつ始めるかということですが、これも7番議員のほうで残土の関係について質問をされておりますので、簡単に②③について質問を含めていたします。

これ、いつから検討を始めるのかということと、それから、下伊那への搬出の場合、渡場の交差点を全部通るわけですが、この点、渡場の皆さんの声は聞いておられるのか、どうなのか、その点をお聞きしたいと思います。

○村長 廃土の搬出ルートについて、中川村サイドで、こういうルートがいいだろうとい

うようなことを検討する立場にはありません。JRが——JR東海さんが考える、それについて協力を求めてくるというのが現状ですし、それが正しい形だろうと思います。それに対して、こちらのほうとしての注文についても誠実に答えてもらうというのが正しいあり方だと思いますけど、その部分がなされていないということでございます。

例えば、議員のおっしゃるように、村からこのルートを通ってくれというような形を言うということではですね、それについて了承したというふうなことと同じことになってしまうので、我々の立場としては、JRの計画に対して、それであれば、渡場の——渡場だけではありません、その先も何か生じてくる可能性は大いにあるわけですが、住民の生活環境をしっかり守って工事をするよという注文をしっかりつけていくということがあるかと思えます。先ほどブッポウソウの話もありましたけども、ブッポウソウについてはですね、JRはですね、既に、あの松川インター大鹿線にはかなりの交通量があって、動物たちはですね、その交通量に慣れていると、だから、多少増えても大きなあれはないと思われるというようなことで、事前調査だとか、しっかりとした対策なんかも余りする気はないと、その点について、何か影響があるかどうか専門家の意見も聞きながら見守っていくと言っているわけですけども、これは、本当に何もしないと同然ですよ、見守っていたらいなくなりました、あれあれ、困りましたねという、それだけのことにしかならないので、全然やる気がないことを言いかえているに過ぎない、もっと言えばですね、ブッポウソウはいなくなるかも、今、引越しますとは言っていないけども、実際に渡場の若い人たちの中で、こういう交通量が増えた場合には、子ども、赤ちゃんがいるけれども、そのままではここにはそんなことが10年間も続くんだったら住んでいられないというような発言も聞いています。先日は葛島の敬老会があって、そちらのときにも、その辺のお話もして、いろんな方と、そういうお話もしましたけども、やっぱり、1,736台でしたか？そういう台数については、もう、本当に、そんなに？というふうなことで、改めて、おじいちゃん、おばあちゃんの皆さん方も驚いているし、ちょっと想像がつかないというふうな、そういう心配の声が上がっているというのが、渡場の皆さん方から受けている印象でございます。

- 5 番 (村田 豊) 今、村長、言われました1,673台、これは国交省で交通量調査をした数字だと、今まで、従来、通っていた数字であると、1,700台というのは資材運搬とダンプで残土等の搬入、搬出をする台数だということですので、私が渡場の皆さん、渡場の交差点について心配するのは、合わせると最大時3,400台のものが通るということを信毎でも報じられておったわけですので、そういう点、どう回避をするかと、向こうから言ってこない、こっちから言うのは不利だということじゃなくて、どう環境悪化を解決をするか、改善するかということ、まず、村側として地区と相談をしながら解決策を、やはり模索していくべきだというふうに感じますので、この点は、そういう点の検討を早めて進めていただきたいということだけ申し上げておきます。

次の残土のことについてですが、1、2と挙げてありますが、今、申し上げましたように7番議員のほうで、残土の関係、質問がありますので、私のほうでは避けたいと思いますが、ここで2点だけ端的にお答えをいただきたいと思いますが、残土の取りまとめをいつからやるのか、それから、希望も私のほうへは何人か来ておりますが、村として利用を検討しているのか、いないのか、それだけお聞きしたいと思います。

○村 長

内々に、こういうことはあるかなというふうなところは、検討と言えるほどのことでもないかもしれませんが、やっておりますが、ただですね、この廃土のことについては、前も申し上げましたけども、やっぱり量の問題のみならず、質の問題もあると、先日は飯田でシンポジウムがあって、そちらで理学博士の、何ていうんですか、地形とか地質のことについての方のお話を聞いておったんですけども、前の議会のときに権兵衛トンネルでヒ素が出たというお話をしましたが、そういうものについてはですね、掘ってすぐに出てくるものではないと、もともとヒ素が含まれていたのが掘り出されたというのではなくて、岩の中に化合物とか、いろんな形が入っている物が空気とかに触れることによって変質をして、それでヒ素という形に時間をかけて変わっていくのがよくある形で、かつ、その大鹿村といいますか、その中央構造線のあたりとか、あの辺りは非常に複雑な地質で、はっきりと、そういう可能性のある種類の岩の層があるというふうなこともおっしゃっていました。だから、たまたま、そこが、その土が来なければいいけども、その土が来てみたら、10年すると重金属だとか、いろんなものが出てきた、そこに家建てた、そこを田んぼにしました、あら、どうしようというふうなことにもなりかねない、いろんな危険性もあるし、その辺のことをですね、しっかりとJR等も含めてクリアにしていかないと、ほいほいと手を挙げるというふうな形には、なかなかならないのかなというふうなことを思っています。かつ、量的にもですね、今、下伊那のほうでたくさん欲しいというふうな声も上がっていますけれども、それが、実際、本当にそこで収まるのかどうかもわからないし、また、それを越えた量が排出されるという、計算上は、そういうことでもありますし、何より、大鹿から排出するには、中川村っていうのは一番近い場所になります。だから、遠方に運ぶより近い所で納めたほうが、J R的には費用がかからないというふうなこともありますので、余り、そのいろんな状況がですね、わからない中でですね、慌てて対応する必要は決してないというふうに思っております。

○5 番

(村田 豊) 心配されることはわかります。リニア新幹線のルートを見ますと、大鹿には日陰山鉾山というのがありましたんで、そこにはヒ素があるということが言われております。どうも、幾分か、そのルートを、こう、避けたようなルート設定をされたような感じを持ちますので、当然、廃土を受け、その廃土を受け入れる、ずりを受け入れるっていうことになれば、そういったことを配慮していくことが大事だと思いますが、希望等も、声も、ちらほらと聞きますので、村として取り組みをして、それに対する対策は、当然、対策で立てていくということを進めていただ

きたいと思います。

次に、3点目として、現地説明会の開催時点や、その後の村としての対応はということで、1点目としては、関係集落の皆さんとの話し合いは、あるいはまた開催前の事前の検討等は進めないのかどうかお聞きしたい、考え方があるかどうか。

○村長 前日も申し上げたとおり、その関連市町村といますか、そういうものとしてJRは中川村を位置づけていない、よって環境についての説明会もしていない、する気もないというふうなのが現状でございます。

その中で、先ほど申し上げたような、道路改良については、JRとしてもやらなければ工事が順調に進まないということで、JR東海としては、道路改良についての説明会をしたいので協力をしてほしいというようなことを言われています。それは、昨年、既にそういうふうな話が内々にあったわけなんですけども、我々としては、その場を道路改良だけの説明会ではなく、それこそ環境についての説明も含めて、いろんな質問を住民から聞く、そういう場所、機会にしてもらえらるであれば協力をしましょうというようなことを言っています。かつ、その渡場なりです、その地元の地権者だとか、通る場所だけではなくて、村民が誰でも参加できるような、もっと言えば村民じゃない人でも来てもらって、いろんな意見が聞けるような、そういう場にしていきたいというふうなことも申し上げているところでございます。

ただ、それについて、一番最初は年内でしたか？12月でしたか？年明け早々でしたっけ？年明け早々にというふうな、そんな話もあったわけなんですけども、JRのほうの準備が進まないということで、少し延びていくというふうなことで、初夏——初夏あたりかなというふうな感じですけども、その機会をしっかりと、住民とJRと向き合って、いろんな疑問をぶつけ、しっかりと説明で安心できるのであれば協力をしましょうという、そういう場にしたいというふうに、安心できなかったら、引き続き安心できるような体制をとるまでしっかりと検討してもらい、説明をしてもらうということが必要かなと思っています。

○5番 (村田 豊) 年内という説明の時間帯が1月に延び、3月に延び、また、きょうは初夏というようなことで、どうも延びてきているんですけど、そんなことをしていて間に合うかどうかですね、私は、できるだけ早い時期に、渡場の皆さんや関係する集落の皆さんと話し合いを、ある程度、1回、持つべきだと思いますが、その辺は、その考え方があるかどうか、再度。

○村長 私も、おっしゃるとおりだと思います。そんな遅い対応をしておいて間に合うのかと、JRとしては、デッドラインっていうのは間に合わず気であるので、遅い対応をしながら、間に合わない対応の中で押し切っていこうというふうに考えているのではないかなというふうに変に危惧をすることがありますけども、しっかりと、そういうことにならないように、JRに対して説明をする、説明の機会を持つ、安心できる体制をつくるというふうなことを言い続けるしかないのかなというふうに思っています。

○5 番 (村田 豊) 特に、やはり、その点が一番懸念されますので、J R東海へ私も電話をかけて聞きました。恐らく、今、村長が言われたような要素は逃げとして使っております。土地の保有の、所有の様子がわからないとか、そういったこと等から伸びているんだという逃げをしておりますけれども、ぜひ、私は、早い時期に渡場地区を中心とした集落の皆さんと話し合いを持ちながら、村長、言われるように、環境悪化は確実に起きるわけですので、この環境悪化を、ある程度、回避するには、路線の改修や、あるいはまたルートをこういうふうに回せば、これだけものが全部下伊那へ、もし、ずりが搬出されるということになれば、この台数のものが、資材運搬から始めて、全部、渡場の交差点を通るわけですので、渡場の皆さんは、やはり、21日の飯田であったリニアの勉強会ですか、そのときの渡場の方が言われたのは、今、村長、言われたと思いますけれども、とても環境が悪くなって住んでおられないと、このことは、若い人たちだけでなく、みんなが感じられる点だと思いますので、特に、具体的に環境悪化を防ぐには、交通基盤の整備等をしていって、それを軽くしていくということをしていく必要があると思いますので、交渉が始まってからということではなくて、やはり、前もって早急の取り組みを進めていただくように、このことは検討していただきたいというふうに思います。

それから、3点目ですが、情報通信教育、ICTを用いた学習への取り組みを進められないかという点をお聞きをします。

特に、この点については、最近、特に25年度から取り組みがされておまして、タブレット端末と電子黒板の導入によって学習の効果があらわれてきているということが報じられておりますが、1点目としては、国の補助施策の、こういった検討はされたかどうかお聞きをしたいというふうに思います。

○教育長 ただいまのお話のように、国の第2期教育振興計画が平成26年から5年間ということで進められわけでありまして、これにかかわり、文科省の確かな学力の育成に資する事業改革促進事業ということで、全国40地域を対象にして、約17億円の予算で、補助率3分の1というふうに進められていくということでありまして、

内容としましては、子どもたちにとってわかりやすい授業を実現し、主体的な学びを推進するためにICTを活用した授業の促進を図るための拠点づくりを支援するという内容であります。これについて全国40地域の拠点づくりということでありまして、教育委員会事務局、検討の中で、今回は、手を挙げることはしませんでした。

今後については考えていきたいということでありまして。

○5 番 (村田 豊) 具体的に国の補助政策については検討されたようではございますけれども、特に、それに連動して、2番目に、県の教育委員会としても25年度の取り組みをし、26年度の方針も出されておりますけれども、この辺の内容の検討をされたかどうかお聞きをしたいと思いますが、25年度については、上小の青木小学校で導入されておまして、4年生から6年生までというようなことで活用がされておりますが、小学校の場合は、非常に、先生たちが学級担任というような体制ですので、先生た

ちが大変だったのじゃないかなあということを感じます。特に、県の場合は、25年度、26年度、今まで25年度にあった研修カリキュラムを2講座増やして9講座にするというようなことをお聞きしております。それに伴ってハード部分の物の、タブレット端末を30台入れるとか、電子黒板も4台、プラス導入をして、県下の先生方の研修が十分充実した体制でできるようにしていくということを聞きしているんですが、この点、検討がされたかどうか、特に、小学校、中学校、専任体制というようなことでの取り組みで取り組みができかなということを含めてお聞きしたいと思います。

○教育長 県教育委員会教学指導課からの25年度情報通信技術を活用した確かな学力育成について、教育委員会として学び合いました。

ただいまの議員のご指摘の青木小学校につきましては、4年生以上の子どもたちにタブレット端末を持たせて取り組むという実践研究が進められて3年目になるわけでありまして、その結果等、学ばせていただいているところでありまして、今後につきましては、県のほうで、26年度、県教育総合センターを初めとする先生方の教員の研修を進めること、それから県内でのパイロット校を中心にして実践研究を進めること、さらには特別支援学校での活用を進めること等を推進していくわけでありまして、それぞれの実践研究に学びながら、引き続き検討をしていきたいと思っております。

○5番 (村田 豊) ちょっと今の質問の後半で申し上げましたように、できたら、小学校、中学校、そういった内容を検討を始められておりますので、専任担当先生の選定をして、こういった研修へ、県の塩尻にある総合教育センター等へ、できたら研修ができるような体制の配慮をいただければというふうに思いますが、その点は検討いただきたいと思っております。

それから、今ありましたように、3番目として、県下で取り組んでいる学校の取り組み状況ということで、具体的に青木・長野塩崎小学校、それから、ことしは、26年度については、伊那でも240台、全部の中学校、入れられるという予算づけがされましたし、話がありました県の実践研究パイロット校には箕輪が名乗りを上げて、認定されて、今度、80台の導入で、1,100何万円のLANを始めて、予算で取り組みをされるということですので、ぜひ、学校の、こういった様子も把握をされて、活用できるところは村のほうへ取り組みをいただいて、活用をいただけるように進めてもらい、検討してほしいと思っております。

4点目として、特に情報通信の活用による学習の効果や授業のあり方の検討ということで、この点は、次のステップとして、ぜひ、そういったモデル校だとかパイロット校で、こういう点が目的でやったけど、よかった点はこう、悪かった点はこうだということが必ず出てくると思っておりますので、そんな点の検討を、先生方を交えてしていただきたいと思っておりますが、この点については、青木小学校は電子黒板でやっておりますけれども、子どもたちが数学と国語に非常に学習の効果が出てきているということ等も聞いておりますし、箕輪と伊那については、ことし入れるわけです。

ので、どんな効果、どんな目的で導入されるというようなことだったかというようなこと等も、当然、確認いただいていると思いますけれども、情報として取って、情報として徴集していただいて、活用いただきたいと思いますが、その辺の検討はどのように進められているか、また、これから進めるのかということをお聞きしたいと思います。

○教育長 ただいまご指摘のように、上伊那では伊那市が各中学校に 40 台ずつの導入、それから箕輪町では中学校に 80 台の導入を計画しているということでございまして、来年度、26 年度からの取り組みでございます。それらの実践に学びながら、今後、取り組みを考えていくということになろうかというふうに思います。

現在、中川村の小中学校で取り組んでいるところでございますけれども、社会科、あるいは国語、理科などの学習資料等の提示などに有効に、ICT、活用されております。

また、昨年度、中学校の文化祭では、生徒会が北海道中川町の生徒とスカイプというシステムを使って相互交流、映像を見ながらの相互通信交流をしたというようなことを、全生徒、そして教職員が体験しております。

今年度につきましては、今、お話のように、先進的なパイロット学校、それから県総合教育センター、あるいは上伊那の視聴覚教育協議会等でも研修が行われますので、そここのところに先生方に積極的に参加をしていただき、そのもとに学校内でも研修を進めていただくという方向で進んでいきたいというふうに思います。

○5 番 (村田 豊) 特に、今、情報機器が非常に発達をしておりますし、また、氾濫をしております。スマホから始まって、パソコンとタブレット端末を含めて、相当な進歩があるわけですので、やはり早目に取り組みをしながら、子どもたちに、その情報機器の正しい有効活用、利活用のことを身につけるという意味では、こういったタブレット端末の導入をしながらやっていくということは、私は、子どもたちへの、そういった環境づくりをするには大事なことではないかというふうに感じます。恐らく、中学を卒業して高校へ行きますと、郡下の中で、箕輪を初め、伊那を初め、また駒ヶ根等でも具体的に検討がされているようですけれども、そうしてくると、他地区とのレベルというものが、やはり比べられるということも感じられますので、そういった面での教育の環境づくりに早目に取り組みをし、進めていただくことを検討を加えていただきたいというふうに思います。これは私のほうからの提案的な要素ですので、回答は結構です。

3 点、質問を申し上げましたが、幾つかの提案的な要素を申し上げてありますので、具体的に職員の皆さんも、もう一步進んだ取り組みをしながら、26 年度の事業に取り組んでいただきたいと思いますので、その点、最後に希望を申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長 これで村田豊議員の一般質問を終わります。

次に、4 番 山崎啓造議員。

○4 番 (山崎 啓造) それでは、私は、提案されました平成 26 年度予算について 3 点ほ

どお聞きをしたいと思います。

最初に鳥獣害防止対策事業ですが、国内の全自治体が獣害には困り果てていると言ってもい過言ではない獣害防止対策でございますが、多大な労力と費用が費やされております。

中川村では、今年度、加工施設が完成し、これに稼働、運用に期待が高まるところであります。

国の申しますには、平成 24 年度、農林業被害というものが年間 12 億 6,000 万円余というような高額な金額も示されております。

そこで、中川村が予定をしております、この施設が稼働することでの獣害防止効果と今後の見通しについて、まずお尋ねをいたします。

○総務課長 ご質問に対しまして私のほうからお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、24 年度における獣害鳥獣の個体数調整を行いまして、その捕獲数というものは既に報告をしているところでございますが、ニホンジカにつきましては 293 頭、イノシシが 102 頭、ニホンザルが 57 頭に上っております。25 年度は、現在、調査中でございますけれども、柵内、策を張りめぐらしてございますので、柵内でわなにより捕獲される頭数はやや減少しているということがありまして、昨年より、この捕獲数は減少する見込みだということを知っております。これは、防護柵設置の効果により農作物被害は確実に減少している、また、農家から、そういうふうには報告も受けているところでございます。

今回、獣肉の加工施設をつくったわけでございますけれども、これは、単にお金をかけてけものを捕獲、捕殺処分するというだけではありませんで、地域資源として有効に活用を図ることが目的であります。

この加工施設の稼働が、直接、獣害防止対策につながるものではありませんけれども、このことで、もしかしたら、地場産業の、何か、こう、活性化につながったり、また、少しでも、その猟友会の皆さんの、会員の皆さんの収入につながっていくようになることを狙いまして施設建設をいたしましたものでございます。

○4 番 (山崎 啓造) 地域の資源として活用をしていくんだと、また、それに携わる人たちの収入増になれば、こんないいことはないということですので、そのようにいくと、本当、よいのかなというような気がします。

実はですね、以前、総務経済委員会で、群馬県ですね、中之条町っていうところに視察に行ったことがあります。あがしし君工房っていうのがありましてね、そこには、そこはイノシシが主でしたけれども、イノシシ 1 頭あたりに対して 1 万 5,000 円の補助を出したんだと、そして捕獲数を増やそうってやっていったら、東郡っていうんですね、あそこ、7 町村で平成 10 年に 104 頭であった捕獲数が 1,355 頭まで増えたと、その減らす効果は十分に見えたと、そういうことから、平成 19 年から、このあがしし君工房っていうのを運用開始をして、そこでは、JA 沢田っていったのかな、に委託をしてやってもらっているということでした。そこで聞いた中ではですね、野生獣の肉の場合には、ようするに、そのオスとかメスとか、と

れる時期とか場所とかによって、それと、その体というか、イノシシの部位ですね、ももであったり、胸であったり、背ロースだったりするんだろと思いますが、そういうものが、とにかく一定していないから、非常に難しいんだと、そこで、どうすればいいんだっていった何か試行錯誤したようですが、それを、とにかく、じゃあ、生肉じゃなくて加工してしまえと、そういうことで取り組んだということをおっしゃっていました。そういう加工をすることによって、その生肉は、いつとれて入ってくるのか、いつとれるかわからないけれども、加工しておくことによって、大体、一定な供給ができるんだと、そういうことが可能になったってということで、見えてきたんだと、先が、「これからも、もっと販路の拡大を目指す。」とか言って意気込んでおりましたけれども、この、今回、中川村、シカ肉がほとんどだということですが、その中川村のシカ肉がですね、よその、それこそ、そのシカと、日本中にシカいますけれども、特別に、じゃあ、中川村のシカ肉っていうのは、うまいとか、いいとか、そういうことはないと思うんですね。ほかのものと、どっかのやつとは、もう、違うんだっていうことを打ち出していかないと、非常に、これを商品として出していくには難しいんじゃないかなあというふうに思うわけでありまして。その野生獣という肉の難しさっていうんですかね、それをよそと違う特徴ある特産品にするためには、それなりの、要するに覚悟があって、研究開発はもちろん、また、そのものが流れていく流通の経路っていうんですか、売り先っていうんですかね、そういうことも十分検討していかなきゃいけないと思うんですが、その辺の見通しはいかがでしょう。

○総務課長

これについては、おっしゃるとおりかと思えます。

それで、管理運営については、ご承知のとおり、猟友会員の中の有志の方による組合、こういったものをつくりまして、その皆さんが運用していくということでありまして、何にしても、今、おっしゃられたような、あそこで加工したり、肉処理をするのは、シカばかりではなく、イノシシも想定をしておりますけれども、獣肉の消費をいかに進めるかっていうことが鍵になるということには、私どもも思っております、そのための加工した場合の商品の開発、それから、先ほど部位というふうにおっしゃられましたが、肉の部位によっていろいろな肉に分けられるそうでありまして、これの整形、あるいは歩どまり、こういったものを向上させるということが必要になってまいりますので、これにつきましては、先進的な事例、私どものほうとしては、平成24年からいろいろの方に紹介をいただきながら事例研究を進めてきております。それですとか、レストランのシェフのアドバイス、こういったものや肉に対しての厳しい注文等を参考にしていくということは基本的には変わらないわけがございます。こういったことをやりまして、実は、24年度において総務省の委託事業を受けまして、獣肉の解体加工処理と販路開拓、流通販売体制の構築に向けて調査、研究を行ってきたところでございます。この取り組みによりまして村内でのジビエの活用研究も行いました。また、伊那谷や首都圏のレストランとのつながりもできまして、その後も中川村のシカ肉や農産物を提供してほし

いというようなお話もいただいているところであります。こういったきっかけができた販路を生かしながら、今後、村内の飲食店への提供ですとかメニューの開発、加工品の開発、こういったことをしながら、さらに肉以外の部位である皮を使った小物入れなどの開発、こういうことをすることによって、余すところなくといいますか、捕獲できる時期だけではなくて、年中、いろんなところで幅広く用途が期待できるということでもありますので、けもの有効活用をしていくという面での研究を行いまして、こういったところで積極的にこれから進めていきたいと、何にしましても、24年に行ったところでは、きっかけがつかめましたので、これを有効に、今後、活用していきたいということで考えているところでございます。

○4 番 (山崎 啓造) 研究開発をしながら手ごたえがあった、見えてきたってことなんで、次にそれをお聞きしようと思ったんですが、そこまでお答えをいただきましたので、皮の魅力というか、皮ってというのは、何か、先、いいのかなっていう、実は、気がしています。自分が子どものころ、山へ行く人を見ると、必ず、こう、何か毛皮をね、ぶら下げて歩いていたんだよね、ああいうのは、みんな、じゃあ、例えば、村でね、やったけど、皮、ちょっと残っちゃったよって言って、村民全員に配るかくらいのことを考えてみてもいいんじゃないでしょうかね。山作業には非常にいいんですよ。あれは。と思います。想像ですけれど。

シカ肉っていったときに、何か、村内の店へ、一生懸命、これから売っていくんだってことでしたが、村内の飲食店さんは、シカ肉に対してはどんな感じですか。

○総務課長 一般的なことは、なかなか申し上げられないんですが、飲食店の組合、村内の皆さんも、そういったところで加盟している皆さんと、昨年でしたか、根羽村のほうに行って、実際にそこで調理をされているシェフのお話を伺うようなことをしてまいりました。

また、中川観光開発といいますか、望岳荘ですけども、望岳荘では、シカ肉を使った恵方巻きですとか、こういったものを2年ほどやって好評を得ております。

ですので、まだまだ、ちょっとどの程度になるのかってというのは、多くの皆さんが模様眺めのようなところがありますけれども、一方では、実際に使って食しているという、出しているという飲食店の皆さんもいらっしゃいますので、こういったことを、今後、1つの成果として、これからは多方面に広げていけばいいのかなというふうな認識でいるところです。

○4 番 (山崎 啓造) あのね、自分の、その思ったことというか、感じていることを言わせてもらいますと、シカ肉、食べたい？10人のうち2人ぐらいかな、手を挙げるのがね、そのくらい、そのシカ肉ってというのは、何か抵抗があるというか、余り受け入れられないんですよ。自分の、その見た目ですよ。課長が見た目は、何かいい方向へ行っているようですが、それで、長野県でも、やっぱりね、困っちゃって、いろいろレシピ考えているじゃないですか、シカ肉の、何？ジビエレシピとか言ってね、やっているのを見たら、24通りぐらいあるかね、いっぱいあるの、書いて、

それを見ても、うまそうじゃないかと、そんなこと言っちゃあ県に怒られちゃいますが、思ったわけなんですよ。それで、首都圏だとか、いろいろ行っていて、何か手ごたえがあるっていったんだけど、本当の、本当のところは、本当なんですよね？もう1回、ちょっと聞かせてください。

○村 長 いろいろご意見を聞くというようなことで、自由ヶ丘か、自由ヶ丘の駅の近くにあるフレンチのお店でいろいろアドバイスをくれて、中川村にも何度も来ていただいている若いフランスでも修行してきたというシェフですけども、そのシェフから電話がかかってきて、今度、こういうことが、こういうお客さん方が来るので、ぜひ送ってほしいと言われて、1回は、もう、本当に仕留めたのがたまたまあったので、それをすぐに加工して送ったら、もう、大好評で、これはすばらしいというようなことで、次に、また、そのほかの方も来るので、もう1回送ってくれということがあって、そのときには、ちょっとなかったもので、冷凍したものを送ったら、やっぱり、ちょっとこれは、今回は少し、ちょっと残念でしたみたいなお話もあったんで、やっぱり、いい物をいい形でお出しすることができるか、どうなのかというふうなところが、すごくあれだと思います。先ほどシカは中川だけ特別なシカじゃないだろうということだったんですけど、やっぱり、放血っていうんですか？血抜きを早いいタイミングでしっかりするだとか、上手にさばくだとか、いろいろ、その辺のところ、そのシェフの考え方で、どううまくマッチするかっていうのが大事なかなと思います。

この間は、大鹿村の、ちょっと高級なところにですね、観光協会で、みんなで、お昼でしたけども、食べに行ったんですけど、やっぱり、こう、ジビエのコースだったんですが、少しずつなんだけども、量は少しなんだけども、何皿もいろんなものが出てきて、1つ1つ、いろいろ説明を聞いて、ほおっと言いながら、みんなで食べたんですけど、やっぱりいろんな工夫が、料理するほうの人もいろんな工夫をして、いろんな物、地元のいろんな野菜だとか、いろんな物と組み合わせて出してきた、我々も、ちょっと驚きがあって、へえ、ああ、これをこんなふうに乗らしたら、ああ、そんなふうになるのかみたいな、おいしいなというふうな話をしたので、やっぱり、料理のほうもね、ヨーロッパに行く一番高級な肉らしいので、ちょっと、今、我々の中では、とった肉をどう処理するかというふうなところも、まだ手探りのところがあるし、どう料理したらいいのかっていうところも、まだまだ手探りのところがあるので、やっぱり、そういう先進的なトップランナーみたいな方々のところのアドバイスも聞いたりしながら、でも、それだけと消費量が限られてくると思うので、そこをどう広げていくか、一般の家庭で食べるということはなかなか難しいと思いますけども、中川村の中の名物料理に、おいしいなと言ってもらえる名物料理にどうするかとか、だんだん、こう、やっぱり先は長いですけども、徐々にやっていくということが必要かなというふうに思います。

○4 番 (山崎 啓造) 確か、村長、言うようにね、ヨーロッパ、ジビエって本当に高級な料理だっていうんですね。日本、ちょっと、また国民性も、ちょっと違うんでしょ

うが、日本人は余りどうかなっていう、ちょっと心配は、実は、自分はしているところでもあります。さっき言われたように、確かに生で出されれば一番いんだけど、流通の関係だとか、とれる時期だとか、とれた具合だとかあるもんでね、どうしても加工っていうことになっちゃうと思うんですよ。自分も鳥やっていて、それは生が最高なんです。でも、やっぱり、そればかりっていうわけにはいかないから冷凍っていうことになっちゃったりして、また、味をつけて加工をしたりもするんですが、その辺のところを、これからしっかり研究をしていただいて、要は、売れてなんぼの世界ですんで、つくりましたよ、だめでしたよじゃあ、何もなりませんので、しっかり研究開発、検討していただいて、何とかものにするように、ぜひ、ぜひ、お願いを、お願いならいいんですかね？しても、提案をしておけばいいですか、提案をさせていただきたいと思います。

それですね、この施設が稼働を始めて、順調に動き出すまでの間、村としてはどのように対応していくという考えでしょうか。

○総務課長

今、加工施設が完成をして、それに保健所の許可をいただいて、運営をする加工組合といいますか、ジビエ加工組合ができて、これから始めるというところに、緒に就いたところという段階であります。

当面は、試行錯誤をしながらという活動ということあるかと思いますが、まずは、加工処理をできる体制を整えて、技術を磨くことが第一かと思います。そういうことをすることによって、良質な肉、あるいは加工品こういったものを商品として提供できるようにしていくことになろうかと思います。

村としましては、地域おこし協力隊員が加工ですとか、販売ルートの確立に携わるように、加工組合を支援し、協力してやっていると、そういう中でジビエっていうものが地域の食材として、あわせて活用していけるように取り組んでいきたい、それまでは、村も、今、申し上げたような点で、直接的には、電気料ですとか、あるいは水道料等がかかるわけでありまして、こういった点では、しばらくの間、村のほうで負担をしていかなければならないかなというふうに思っているところでもあります。

ただ、いずれかの時期には、これが1つの産業といいますか、1つのものとして成り立っていくっていうことを、将来、想定をしていきたいとは思いますが、当面の間は村のほうで、協力隊員を活用するような形で支援をしていきたいということでございます。

○4 番

(山崎 啓造) ええとね、いろいろ言わせてもらって申しわけないんですが、ええとね、その稼働して順調に動き出すまでというのは、それまで電気代とか水道代を補助していくと、それ、どのくらいの期間で、これ、順調にいかせたいなあというふうの思っていますかね。

それで、なぜこんなことを言うかっていうとですね、農産物の加工施設をつくりましたよね、チャオの向こう側へね、あれも、えらい一生懸命やって始まったんですが、どうも余り、そのね、私を見る目では、いかがなものかなあという気がする

もんですから、これも、始めたけど、じゃあ、どうなんだったなっとなときに放り出しちゃうようなことになっては困るんで、このくらいまでには絶対めどをつけるんだっていう意気込み、その辺を、ちょっとお聞かせください。

○総務課長 1つの目安でありますけれども、隊員が協力をして、隊員も技術を覚えてということがありますけれども、もちろん、隊員が東京やなんかにつなぎをとって、肉を運んだりとか、そういったことも、1つは、この中で、この隊員を利用——利用っていうか、雇っていく時期のうちに、こういった流通ルートを確立をしたいということがございますので、今から申し上げますと、1つは3年を目安にしたいということでございます。

○4 番 (山崎 啓造) 前向きな回答をいただきましたんで、大いに期待をしたいと思えますんで、どうか、その甘やかせという意味じゃなくて、しっかりサポートしてやってほしいということであります。

それでは次に行きますが、農業振興事業関係ですが、長野県ではですね、中期総合計画の中で地域の特性を生かした農林業など付加価値の高い農畜産物の生産であるとか多様な農業の担い手確保を目指すということを言っております。

中川村においても、持続的な農業を維持、展開する上でも、将来を見据えた振興策は喫緊の課題であろうというふうに思うところであります。

それで、今度、農業者研修宿泊建設に向けた予算づけがされました。また、これ、補正予算で建物までやるというようなことも聞いているわけですが、この施設をつくらうと思った、つくらねばならない意図はどこにあるのか、ちょっとお聞かせください。

○村 長 今、山崎議員がおっしゃったとおり、農業の担い手を育成するというのが、まさに喫緊の課題であるというふうなことが理由でございます。

もう少し申し上げますと、きのうもお話がありましたけれども、それから、先ほども1番議員の——5番議員か、の一般質問もありましたけれども、やっぱり、農家の方が跡を継ぐっていう場合には、そこに暮らす場所もあるわけですけども、今、中川村には、本当にいろんな若い方々が見えて、その中には農業をとってというふうな、中川村だけじゃなくて、日本全国で、この経済情勢のこともあるんでしょうけども、農業に取り組みたいという、そういう、こう、食うためだけではなくて、そういう自然の中でいきたいというような志向を持った若者がだんだん出始めています。ただ、住むところがなかなかないというふうなことがありますので、一緒に住んで、夜中、夜もいろいろ語り合ったり、いろんなことをしながら、仲間づくりもしながら、中川村の農業を担っていただける、そしてまた、農業だけではなくて、中川村の地域に入って、中川村の農家の人と一緒にいろんなことをしたり、そしてまた、地区活動とかにも参加をしていただけるというふうな、そういう形の担い手を育成していくのに、そういう、その場所が必要かなというふうなことを考えた次第です。

○4 番 (山崎 啓造) 確かに、あのね、農家を継ぐ人は自分のうちに住めるんで、じゃあ、外から来てやりたいなあっていう人は住む所がないと、それに対応したいんだ

ということですが、今、じゃあね、中川村のですね、農業の現状といいますかね、実態、今後どのようにしていくのかっていうことが見えてこない、ちょっと難しいのかなあっていう気がするんですが、その辺のところはどうなのでしょう。例えば農業従事者の年齢層であるとか、地域別、じゃあ、中川村、西と東もありますから、東ではこういう状況で、こういうことが問題なんだとか、西にしてみたら、果樹園、先ほどもお話、出ていましたが、果樹園も荒れてきちゃっている、荒廃しているというようなこと、実態もあるようだと思うんですが、その辺の状況と、今後、中川村では、どんなものがやっていけばのかなあっていうようなこと、見通し、ありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○振興課長

それでは私のほうからお答えさせていただきますけれども、年齢別の農業従事者の現状につきましては、5年ごとに行われている農林業政策、最近のものでは平成22年に調査がございまして、その結果がまとめられております。ただ、これ、細かく言いますと、ちょっと、質問時間、かなり減ってしまうというおそれがありますので、簡単にいきますと、これについても、昨年、営農センターが策定しました農業振興方策、議会の全協のほうでも説明させていただきましたけれども、そちらの方へも、ちょっと平均的なものを載せてございますけれども、平成22年の農業従事者の平均年齢、これ、56.7歳で、10年前より3.2歳、高くなっております。基幹的農業従事者は69.3歳、10年前より4.3歳、高くなっております。それから、農業従事日数150日以上農業専従者、これは68.1歳で10年前より3.8歳、高くなっているということで、それと、もう1点、地域の課題ということで、平成24年に人・農地プラン策定のために行ったアンケート調査によりますと、「あなたの集落、地域の農業は、放っておくと10年後どのようになっていると思いますか」というアンケート行っております。ここの集落の集計もとってございますが、おおむね同じ傾向ですので、南向、片桐でも同じ傾向ですので、総体に言いますと、どの地域でも「若い農業者が減少し、農業従事者の高齢化が一層進む」という答えが一番多くございました。次いで、「農地が利用されず、耕作放棄地が増加する」、それから「地域を支える安定した農業担い手がない」というふうになっております。ですので、私たちが既に思っているような高齢化が、あるいは遊休荒廃農地が増えるとか、担い手がない、こういったことが農家の皆さん自身も実感として捉えているというふう理解しております。

耕作放棄地につきましては、農業委員会のほうで、毎年、調査を行っております。平成25年の再生利用が可能な遊休荒廃地っていうのは、一応、22.4haとなっております。これは、もう、山林化して復旧できないというものは除いてございます。

それから、将来的には、その一部が荒廃地となる得る転作田の自己保全管理田、あるいは休耕田、こういったものは、現在57.2haございます。

それから、村、あるいは営農センターとしましては、作物の普及、作付の推進ということも行っているわけですが、その中には、1つは農業所得の向上を図

るための作物、それと農地の遊休荒廃化を防ぐための作物という、主に2つの考え方を持って推進しておりますけれども、農業所得の向上を図るための作物としましては、需用や市場価格、流通対応、そういった問題もございまして、農協等も加わりながら営農センターにおいて検討しております、現在、アスパラガス、シロネギ、ピーマン、加工トマト、こういったもの作付拡大を図っております。それから、こういったものにつきましては、転作田につきましては国からの産地交付金を活用しまして、水田への転作作物としても推進しております。

それから、古くからつくられている市田柿なんですけれども、果樹の中でも非常に高収益であるということから、規模拡大も図っているという農家、非常にございます。村としましては、小規模な農家も守るという意味から、脱針式皮むき機を加工施設へ3台導入しまして、加工組合によります皮むきの受託に取り組んでおり、去年は10tの受託という成果を上げております。

それから、一方、農地の遊休荒廃化を防ぐための作物としましては、転作田の対応としまして大豆や麦、ソバの作付を推進しております。これも、やはり国からの産地交付金等を活用しながらやっておりますけれども、ソバは、全国的に転作作物として普及されておまして、販売価格は非常に低迷しております。ですが、農薬が要らない、肥料も少量で済む、栽培も容易ということで、兼業農家でも取り組みやすい、また、出芽後は雑草の抑制効果もあるということから、自己保全管理田への作付を増やしていっております。去年は、補助事業によりまして汎用コンバイン1台を導入しまして、適期収穫のために2台体制、去年では16haの刈り取りを行ってきております。

それから、昭和50年代に導入されたわい化リングにつきましては、木の老朽化等により収量の低下が著しいという中で、新わい化の改植を進めておまして、村においても苗代への補助を継続して行っているところ です。

以上です。

○4 番 (山崎 啓造) とにかく、もう、これが進んじゃっていて、放棄地が増えると、何とか跡をやっていかなきゃいけないについては、この施設が必要なんだということに結びつけたいということだと思っております、そこでですね、その研修に参加する皆さんというのは、要するに、こっちで決めたものでやるんじゃなくて、多分、自分の希望で、こういうことがしたいんだ、ああいうのがしたいっていうので来ると思っております、そういったときに、じゃあ、村としては、どういうふうに受け入れをするんでしょうかね。

○振興課長 一応、この研修施設につきましては、県の里親制度、これがございまして、これを利用していくということで、具体的には、県の就農コーディネーター、あるいは相談員、そういった方がおられまして、これらの支援を受けながら里親の農業者のもとでの研修を進めていくということです。まず、新規就農希望者は、県の就農コーディネーターや相談員との相談を行いまして、長野県の農業についての、一応、情報等を収集するわけです。次に、農業体験を行いながら、自分で行いたい就農プラ

した後は、どんなふうになっちゃうんでしょうね。どういうふうになるんでしょうか、自分で考えろっていうことなのか、村としては、こういうふうにかかわっていききたいなっていうことなのか、どうなんでしょうかね。

○振興課長 当然、2年間の研修中に、研修終了後を見越して、そういった農地、要は、現在、耕作しておられる方の皆さんの、こう、いや、これは担い手に貸したい、そういった情報、今も振興課では収集しておりますけれども、そういう収集状況に応じて、研修されている方と相談をしながら、そういった方へ貸し出し希望の農地を紹介していく、当然、そういったことまで、村、あるいは営農センターがかかわっていくと、一応、村の、この研修につきましては、先ほども申したとおり、村内で就農していただくことを基本に考えていますので、当然、研修終了後には、スムーズに村内で就農できるような支援は、当然、行っていくということになります。

現在も、一応、3年後に中川から、ちょっとよそへ移り住むということで、農地、それから住宅等を、そういった方に利用していただければという申し出をいただいているものもごございます。

以上です。

○4 番 (山崎 啓造) あのね、そこです、その、今、課長、言われたように、技術を習得してもらうことはもちろんなんですけど、先ほど5番議員も言っていました、要するに経営のノウハウまでが習得できないと、それこそ、後続いていかないとか、ただ技術だけ教わっただけではだめだということになると思うんですね。ということになると、私が思うにはですよ、そういう里親、研修生を受け入れる農家、そういうのを、もっといっぱい増やして、そういうところに入っていただいて、一緒に生活しながら、そこで技術の習得をし、経営のノウハウを学ぶ、そのほうが、より効率的なような気がするんですね。だから、そういうところへ、じゃあ、サポートしたり、支援をしようよという考え方もいいんじゃないのかなという、実は、気がしたわけですが、その辺はいかがですか。

○振興課長 研修の上では、ただいま議員さんがおっしゃられたとおり、里親とともに寝起きすることで将来に役立つ農業や農業以外の多種多様な情報が得られるかもしれません。県下には、自宅に泊めての里親も、はっきり言っておられます。

村では、昨年10月に、この新規就農里親制度とともに農家民宿とかファームサポートの説明会を開催しておりますけれども、その場でもご意見がございましたし、あるいは、その後、直接、里親に登録していただくために農業者とお話していく中で、他人を自宅に泊めることについて、非常に、皆さん、その部分が抵抗がございまして、うちに泊めてなら、ちょっとお断りをしたいという声が多かったわけですね。そういったことから、この研修施設というのは、逆に、そういった対応上では必要になる施設かというふうに考えております。

○4 番 (山崎 啓造) 確かにね、それぞれ事情がありますので、難しい部分もあるかもしれません。まだ納得できたわけじゃありませんので、これは総務経済員会に付託をされた予算の部分になりますので、そちらで、また、しっかり深掘りをしていた

だいて、どんな結果が出てくるのか楽しみにしたいと思います。

それではですね、引き続きまして橋梁の維持管理についてお尋ねをいたします。

中川村の防災、減災、村民の安全を考えると、橋梁の維持管理は非常に重要であります。村で対応する橋梁の維持管理についてお尋ねをしたいと思います。

国によりますと、建設後 40 年～50 年が経過した橋梁、道路橋梁ですけれども、劣化、損傷が多発する危険性が高まっているということでもあります。耐震性強化が必要にもかかわらず、点検診断、補修、補強が十分に行われていないのが現状だということでもあります。市町村道に至っては 9 割が未点検だということなんです、これは国交省が言っていることですので、うそではないでしょう。2015 年には全国で 6 万橋、6 万の橋が橋の年齢 40 年を越えるってというようなことも言われております。

長野県では 3,829 橋、建設後 50 年を越える橋が 24 年度末で 1,088 橋あるということでもあります。

橋の予防保全により村民の安心・安全を実現していかなければならないわけですが、中川村でも現状の把握が必要と思いますが、村で管理する橋梁の現状、どんなふうになっているのかお聞かせ願いたいと思います。

○建設水道課長

橋梁の現状につきましてお答えをいたします。

現在、中川村が管理する橋梁は 103 橋あります。そのうち木橋、木の橋が 6 橋ありまして、それを除いた 97 橋が長寿命化修繕計画の対象となっております。今回の計画によりまして、平成 26 年から 31 年度、6 年間に修繕が必要とされている橋梁は 66 橋ございます。また、先ほど話が出ました 40 年以上 50 年未満経過の橋梁が、現在、34 橋、それから 50 年以上の橋梁が 13 橋ございます。

現状については以上でございます。

○4 番

(山崎 啓造) 橋の長寿命化っていうのは、なかなか、どこの自治体もですね、技術者がいなかったり、予算的に厳しかったり、非常に苦慮しているようです。

長野県でも一生懸命進めようっていうことで動いているようですが、今、説明をいただきましたように、66 橋、26 年から 66 橋っていうものをやらなきゃいけないということなんでね、これは非常に大変だと思いますし、心配でもあります。

そこで、長寿命化っていうのもいろいろあると思うんですね、架けかえたりすることもあるでしょうし、じゃあ、上部だけ、床板だけやるのもやるだろうし、アバットまでやっちゃうっていうのもあるだろうし、いろいろあると思うんですが、長野県ではいろいろやると言っていますが、中川村では、じゃあ、あれですかね、この修繕費を計上しているっていうことなんです、どういうふうな修繕を行っていくというふうに考えているんでしょうか。

○建設水道課長

修繕計画でございますが、国土交通省が推進をします橋梁の長寿命化修繕計画に基づきまして、当村でも平成 24 年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定をしております。その修繕内容につきましては、全体的なことではございますが、表面の舗装の補修、それから床板の防水、床板や橋台、親柱等のコンクリートの劣化部分、ひび割れで

すとか断面の欠損等の修復、それから鋼桁、鉄鋼の桁の塗りかえ、附属構造物のガードレールやブロック等の修繕等になります。

それから、平成26年度について申し上げますと、6橋の修繕を計画しているところでございます。

以上でございます。

○4 番 (山崎 啓造) 舗装の打ちかえだとか、防水だとか、鋼橋の塗りかえだとかということなんですが、それで十分大丈夫っていうことなんですね。対応できていくよと、そういうことですね。

26年、6橋やるっていうんですが、大変、その予算的にも大変な部分はあるのか、このものは、いわゆるコンサルか何かで見てもらって、設計をして、それで積算をしてっていうことですよ。

○建設水道課長 そのとおりでございます。まず委託をしまして、設計をし、工事をしていくということになります。

○4 番 (山崎 啓造) 少し安心しましたんで、ぜひ確実に進めていただきたいなというふうに思うところであります。

以上で質問を終わります。

○議長 これで山崎啓造議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開を午前11時とします。

[午前10時47分 休憩]

[午前11時00分 再開]

○議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

1番 中塚礼次郎議員。

○1 番 (中塚礼次郎) 私は、さきに通告いたしました2つの点について質問したいというふうに思います。

1つは記録的な大雪による農業被害への新対策について、2つ目は今回の大雪から住民の安全確保と除雪対策について質問をいたします。

今回の大雪による農業被害への村の支援策、対応ということでお願いしたいわけですが、2月の8から15日の大雪による農業用施設と農作物への雪害被害は、村の取りまとめでは、農業用施設、パイプハウス12棟、被害額が123万1,000円、農作物、アルストロメリア、プチベール、芽キャベツ等でありましたが、224万3,000円で、その総被害額は347万4,000円ということでした。

県の取りまとめによりますと、今回の大雪による農業被害額が2月28日現在であります。54億円、そのうち上伊那では7,300万円というふうに報告があり、雪による農業被害では、過去、最大規模となったわけでありまして。

また、被害額は、さらに増えるというふうな見通しだということでもあります。J A長野の中央会の独自の被害額の調査では72億8,000万円ということで、これは、8日、9日、14日以降の集計ということになっており、今、この長野県の県議会の中では、県は、国としては万全の対策を講じるために、市町村と連携し、

農作物等被害緊急対策を、国の特別対策を一体的に取り組む中で支援をできるように検討をしていくというふうに申しております。そして3月5日には、県は、被害農家の経営への影響を最小限にするために、3月の3日に公示された国の支援対策、追加対策を踏まえ、市町村、生産団体と連携した追加の補正予算による総合的な農業被害対策を打ち出しました。それは大きく3つになるわけですが、1つとして、農業生産施設ということで、ハウス、畜舎、果樹園の棚等、そのうちの撤去費の10分の10、全額を助成、内訳につきましては、国が10分の5、県と市町村が10分の5、それぞれ県、市町村で2分の1ずつという内容であります。復旧、修繕に関しましてですが、最大で10分の9以内、内訳は、国が10分の5、県と市町村で10分の4以内、それぞれ2分の1、施設の復旧、修繕のための除雪対策費ということで、これは市町村が支出した被害対策事業費の2分の1以内としています。2つ目として、農作物の被害対策、苗の確保対策ということで、代用作物の種苗代でありますけれども、それとか、緊急防除農薬等の購入ということで、降雪による果樹園の樹木の折れ等の傷口等に塗る農薬等が含まれると思いますけれども、そういった農薬と緊急のための農薬の購入というふうなことで、これは市町村の支出の2分の1を助成するというふうになっております。そのほかに、種苗確保が困難な地域、それから県段階の農業団体が国の直接助成を受けて確保するというふうにしておりますので、困難な地域については、県段階の農業団体が国へ直接、援助を受けて確保するというふうになっております。3つ目には、被害農業者の経営安定対策ということで、非常に大事なことだというふうに思いますが、これは支援対策の無利子化に対する市町村の利子補給ということで、2分の1以内を助成するとしております。

また、県信連の関係でありますけれども、被害農家を救援する災害対策資金として最大500万円を7年間、無利子で、ことしの8月末まで、県内の各JA金融店舗で取り扱うということを発表しております。

今まで申したものが国、県の被害救援の対策として打ち出されてきたわけですが、中川村の被害につきましては、山梨とかいう他県に見られるような壊滅的な被害には至らなかったのは幸いでありまして、被害を受けられた農家にとっては深刻な事態となっているというふうに思います。

今回、国、県が打ち出しました支援対策によって、被害農家が支援を受けられるよう、村としての対策が必要というふうに考えるわけですが、村の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○振興課長

それでは私のほうからお答えさせていただきますけれども、国、県と協力しまして支援する方向で検討を進めてきております。

国、県の詳細が、一部、不明確な状況にありますが、伊南管内の市町村とも連絡を取り合っており、被害農家の意向を聞きながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○1 番 (中塚礼次郎) 今、振興課長から答弁がありましたように、他の行政とも連携しながら、被害を受けられた農家の方たちが前向きな気持ちで、また農業に取り組むような支援策を打っていただくということで考えが述べられましたので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、支援を受けるための手続に必要な資料の確保について、指導だとか援助という点について、ちょっとお聞きしたいというふうに思いますが、多分、抜きなく手を打たれているというふうに思いますが。

○振興課長 当然、補助事業等の採用の中では、写真、あるいは業者からの見積書の徴取、そういった記録を残していくという必要がございます、それについては、既に各被害農家のほうへは、そういったものをきちんと保存していくよう指導をしております。

以上です。

○1 番 (中塚礼次郎) 支援を受けるための必要な書類等については手を打たれているということですが、解体等の、被害のハウス等の解体等記録写真等が撮ってなかったというような、私、被害の農家を回った段階では、ちょっと、そんなようなことも、ちらっと聞きましたので、そういう点は、どういうことになりますかね。

○振興課長 基本になるのが国の支援、それに対して県、市町村があわせて支援していくということなんですが、国のほうが、一番、ちょっと明確になっていない部分がございます。特に解体の場合は、もう基本単価が決まっている中で、どのような取り扱いをされるのかっていうのが、私どものほうでは、現在の情報の中では不明確であります。

ただ、一番最初の2月8日の降雪ですか、で倒壊したハウス、次の雪の前に直してしまっただという方がございますけれども、それが1つの一番難しい案件かなというふうに思っておりますが、それ以外の皆さんは、私どものほうで通知をするまで手をつけてなかったということで、それらの皆さんについては、十分承知の上で対応いただいているというふうに理解しております。

以上です。

○1 番 (中塚礼次郎) ちょっと、その点は、農家を回ったときに心配をされておりましたので、また、村のほうからも指導、助言等、できましたらお願ひしたいというふうに思います。

それでは、次に、今回の大雪に対する住民の安全確保と除雪対策についてということで質問いたします。

今回、2月の8日と15日の近年にない大雪は、住民にとって大きな支障となりました。幸い人命にかかわる災害とはなりませんでした。住民の安全確保という面では、課題はあったというふうに思います。それで、生活道路の除雪ができず、高齢世帯やひとり暮らしの高齢者のお宅が、一時的とはいえ、孤立の状態となった世帯もありました。それで、安否の確認についてですけれども、行政としてどう対応されたか質問いたします。

○保健福祉課長 今回の大雪の関係でありましたけれども、民生委員さんが、高齢世帯、それからひとり暮らし世帯のところを訪問をしまして、安否の確認等をしていただいたということでもあります。

また、地区の皆さんが除雪をしていただいておりますけれども、民生委員さんも除雪をしながら、そういったところの方々のところへ行って、除雪をしながら行って安否を確認してきたということあります。

○1 番 (中塚礼次郎) 各地区には、各集落ごとには、民生委員は、当然いないわけで、2つの地区を受け持つ民生委員もいるというふうに思いますが、行政として各地区への総代さんを通じて、そういったひとり暮らしとか、老人世帯に対する、この安否確認をお願いするというふうな処置をとられたかどうかと。

○保健福祉課長 村から地区のほうに対して、そういうお願いをしたという、今回のことでは、経過はありません。

○1 番 (中塚礼次郎) 今回のような大雪は、通常時をはるかに上回る降雪というふうなことで、至るところに吹きだまりができて、その積雪の深さは1mを超えるものもありました。そういうことで、私は、まず、今回の大雪を災害という認識での対応が、今回の雪では災害だというふうな認識での対応が必要だったというふうに思うわけですが、その点についてどういうふうに考えるか、お願いします。

○保健福祉課長 冬季の気象は、太平洋側と日本海側とでは状況が多く異なるわけでありまして、本村では太平洋側の気象区分というのに属しておりまして、積雪量は比較的少ないわけでありまして、日本の南岸を低気圧が通過する場合には大雪になるということでありまして、過去にも平成13年の1月に1m近い豪雪があったということでもあります。

中川村防災計画が策定をしました中川村地域防災計画の307ページには、雪害対策編として記載がされているわけでありまして、大雪も災害として捉え、雪害による地域経済活動の停滞防止や住民の生活環境の維持、向上を図るため、予防と対策の計画が立てられているわけでもあります。

今回であります——今回というか、その地区防災計画の雪害対策編の中で言われていることは、その高齢者世帯などの災害時の要援護者に対して、可能な限り地域による支援体制により除雪できる体制を整備するものとするということで、地区の方ですとか隣近所の方によって支援をしていただくというようなことを基本としているところでもあります。

以上です。

○1 番 (中塚礼次郎) 私は、今、課長が説明あったように、雪害も被害という——災害というふうに位置づけられているということで、今回のまれ、近年にない大雪の場合は、災害というふうな認識を、まず、最初に持つての対応が必要だったというふうに思います。それで、行政としては、打つべき手は打ってあるんではというふうに思いますが、今回の雪の場合には、もう、うちの周りも、とにかく外へ出るにも出られない状態っていうのが、私もそうですし、比較的若いという65歳以上にとっ

ては、非常に難題というか、近所の年寄りがおっても、その雪かきをするというふうなところまでは、まず手が行かなんだったというのが現状だというふうに思いますので、ちょっと、これからの質問にも関連がありますので、お願いしたいというふうに思いますが、主要な基幹道路についての除雪につきましては、近隣市町村の中では、いち早く行われたというふうに思っておりますし、場所によれば、再度の除雪も行っていただいて、住民からの評価は非常に高いものがあったというふうに思いますし、松川町にしても、飯島町にしても、駒ヶ根にしても、中川を見てもというような苦情が、行政へ、相当、電話が行ったようなふうに聞いております。そういった意味では、対応はよかったというふうに思うわけでありませけれども、しかし、各戸に通じる生活道路は地区対応というふうになっておりますので、通行不能な状態になったというのが現状であります。そういった場合に、まず心配されるのは、火災や病人等の救急車両の対応の場合ですね、それで、火事、火災への消火活動への大きな支障となることを十分に考えなければならぬというふうに思うわけでありませけれども、最悪な状態を考えての対応策というのを考えておく必要があるというふうに思うわけでありませけれども、その点について村の考えを聞きます。

○建設水道課長 大雪時の交通の確保のためには、迅速かつ適切な除雪体制をとる必要があるということはあるかもしれませんが、大雪時の除雪路線につきましては、中川村地域防災計画、今、出ました雪害対策編のほうに定められておまして、村では、主要村道を重点としております。それ以外につきましては、各地区、住民の皆さんに除雪のご協力をいただいているというところでございませけれども、今回の大雪の場合には、すぐには、すべての住民の皆さんの庭先まで除雪がされたというふうにはなっていないということも事実として承知をしているところであります。

そうした中で、万が一、火災や急病人が発生したときの対応というのは、非常に重要であるということはあるかもしれませんが、ケース・バイ・ケースの対応をせざるを得ないというのが実際のところではないかというふうに考えます。

しかしながら、高齢者や病人がいることがあらかじめわかっている場合には、村、地区、あるいは近隣住民等の連携によりまして必要な対応も行うということが求められると思います。そうした状況によりまして、除雪等の支援も緊急措置として実施するというのも出てくるかというふうに考えております。

また、今回、救急車両の対応としましては、ドクターヘリ等の臨時ヘリポートの除雪というのがありまして、これにつきましては、南消防署のほうからも要請がありまして、進入路も含めて除雪を行っております。

また、消防活動の対応としましては、消火栓周りの除雪ということで、南消防署のほうから告知放送で除雪の呼びかけが行われているということでもあります。

以上です。

○1 番 (中塚礼次郎) それで、今回の村での除雪に対応は非常によかったというふうに、私、今、申しませけれども、私の地区の土木部長が申しております、ちょっと意見を言いますと、当然、村のかくべき幹線道路の中で除雪がおくれた20mほどの箇

所があったということで、そういう場合には、こういうことで除雪はちょっとおくれるよというふうな一報を欲しかったというふうなことを土木部長のほうから意見として聞いておりますし、村民の中からの意見としては、広報を通じてでの道路の除雪の状況を流してもらってということではできないかということで、何々地区のこの道路は、ちょっと、現在、通行不可、通行どめというふうな、そういった住民に対する村からの情報というか、状況の広報をお願いできないかというふうな声がありますので、お伝えしておきたいというふうに思います。検討を、また、お願いしたいと思います。

それでは、地区対応の道路の除雪の対策についてということで、今回の大雪を経験して、各地区の総代さんや土木部長さんや、地区の住民も、そのことが、結構、問題というか、考えさせられたという点がありますので、ちょっと質問をしたいというふうに思いますが、今回のような大雪状態での人手による除雪は限界を超えておったということで、重機等による除雪が必要だというふうに思うわけでありまして。私の地区を例にして、ちょっとお話ししたいというふうに思いますが、除雪が5cm～10cmの状態になったときに、村の決めでもあるように、通常時を超えるというのは、この5cm～10cmということというふうに聞いておりますので、そういった段階の中で、土木部長からの指示が各組の土木員に出されて、中通地区とすれば、地区で村の補助をいただいてこしらえたガードレールの除雪機を、各組に1台ずつありますので、それを土木の係が、そういった状態になったときに、3回～4回、引いて回ったんですが、とても除雪が追いつかなかったということで、降雪がどんどん深くなる中で、これ以上やることは危険だという判断で断念をしたというふうな状態でありまして。それで、土日が幸いだったわけでありましてけれども、自宅から、さっきも話をしましたように、幹線道路までの除雪に、もう、朝から半日以上かけて、やっと自分の車が、軽トラでも何でも、その幹線道路へ出るような状態にするのに半日以上かかったというのが、そういったうちが大半であります。中通地区は42戸あるわけですが、民家が密集しているような状態ではありませんし、点在という状況でありますので、そういった状態があったわけでありましてけれども、こういった状況での対応について、さっき建設水道課長がちょっと言いましたが、緊急、その村が除雪する以外で、地区対応の道路でも、年寄りのおるところとか、そういうところを緊急的に優先して、地区で力を合わせて除雪をしてくださいということでありまして、こういった状態をどういうふうに対応を考えているか、ちょっとお聞きしたいんですが、援助の手を差し出しに行くにも、自分のうちから、まず出ることを考えねばならんという状況というのを、どういう、そういう場合に対応について、ちょっと考え。

○建設水道課長

先ほど申し上げましたように、村としては主要村道の除雪を行うというのが原則でありまして、それに基づいて行っているわけですが、特殊なケースですね、どうしても地区の皆さんの除雪でも対応できないという場合には、ケース・バイ・ケースということも申し上げましたけれども、今回の大雪の際にも、実は、いろいろ電

話がある中で、実際に、そういう地区が幾つかありました。それで、そういったところにつきましては、緊急の措置ということで、実際には除雪を村のほうで行ったということもございますので、全く、そういったところをしないということではなくて、地区のほうから相談等があった場合には柔軟に対応はする予定でありますし、実際にそういう対応もさせていただいたということでございます。

以上です。

○1 番 (中塚礼次郎) 今、課長がお答えいただきましたが、緊急時の場合には、村のほうに地区を通じて連絡をするということで、その対応は村が判断して対応するという、そういった考え方でいいですかね。

それでは、大雪時の除雪対応ということでは、重機については、建設業者以外でも、今、農家で所有している、重機を持っている農家があるわけでありまして。地区でオペレーターと重機を確保しての対応ということが、今回のような、吹きだまり等によって、もう1m近くを超える大雪の場合には、そういった重機での対応しか考えられんというふうに思うわけでありまして、今回、中通地区の例を出してですが、中通り地区の対応としては、ホイールローダーとミニバックホーの借り上げ等、建設会社への直接の委託によって除雪対応を地区の土木が行ってまいりました。今回の除雪にかかった費用は、160万じゃない、16万677円ということで、すみません、100だけ余分ですが、そのくらいオーバーなことを言わないとっていう気持ちが頭にあって、つい出ましたが、費用は16万677円ということで、中通地区の年間の土木予算であります、これ、10万円あります。道路の管理と河川の管理、そのほかということで、年間の予算は10万円、この中には、村の補助金として道路・河川・街灯管理の交付金、中通の今年度の予算では、その村からの補助金は3万7,320円、300ではありません。3万7,000円です。3万7,320円を見込んでおります。今回の除雪費用を含むと、地区の土木費ってというのは、中通地区の予算全体の16.7%ということで、これは、地区予算の中で、あらゆる各ところに出す負担金に次いで金額ということであります。それでですね、補正予算の説明会の説明の中で「今回の除雪に対して地区への補助の考えはない。各地区へは道路管理の補助金が出ているので、その中での対応としていただきたい。」という説明が、回答というか、ありました。しかし、今回の大雪で地区の、今回の大雪での地区の対応は、道路の本数だとか、距離だとか、家の点在状況によって、非常に、各地区、それぞれ異なるというふうに思います。今度の豪雪については、各地区の財政に大きな負担になっているというふうに思いますので、補助について、今回の大雪の除雪の補助について、再度、検討の必要があるというふうには私は考えるわけですけど、その点について、再度、検討する必要があるか、ないか、お答えをお願いします。

○村 長 各地区の皆さん方、本当にご苦勞していただき、地域の道路の利用を確保していただいたということで、本当にありがたく思っております。そしてまた、そういうふうには、地域の中でですね、お互い助け合って地域を守っていくという、そういう地域の自治といいますか、自立というか、そういう力が衰えてきつつあるとはいえ、

まだ中川村は残っていると、その辺が周辺のところからも評価をしていただいたところだと思います。

それで、そういう自治と自治の精神というふうなところですね、そのある程度の、こう、自治的な地区運営といいますか、経営といいますか、そういったことをしていただきたいなというふうに思いますので、その都度、その都度、今おっしゃられたように、それぞれ、どこかに頼んじやったとかですね、みんなで頑張ったとか、いろんな地区の実情が多様だと思いますので、単純に幾らかかったからということでは済まないようなこともございますので、余り、こう、ために、もう、頼めば、それでいいじゃんかみたいな形になって、地区の団結力がだんだん衰えていくというふうなこともありますので、今回のことについては、そういうふうな、すぐに、このことをもって補助をするというふうなことは考えていません。

それで、先ほどの、こう、建設業の皆さん方に頼むというふうなこともあるんですけども、その辺につきましてもですね、皆さん方、やっぱりオペレーターも少ないし、機械のほうも非常に少ないという中でのことですので、今、建設水道課のほうで集約をして、いろんな事情、優先順位の大前提もありますし、その中で、例えば、どここの誰々さんは、何か、病院にきょう行かないと、定期的にそれをやらないと大変命にかかわるんだみたいな、そういう予定が入っているとかですね、いろんな事情があるかと思います。そういう中で、そういうところを判断してやっていきたいというふう、雪の排除をしていきたいなというふうに思います。その辺で、個別に、地区がですね、建設業さんとか頼んじやうと、こう、優先順位が、ちょっと非常にぐちゃぐちゃになってきて、全体の、うまく集約もできないので、できれば、役場のほうに、こういう事情で、こういうことがあるから、ここは何とか、もう少し早くならんのかというふうなことを言っていただいて、その中で対応していったら、建設業者さんも、それは、地区と同じように、もう、これは対応しきれんというふうな状況にあるかもしれませんし、そういうときには、もっと国なりの支援を受けにゃいかんという山梨のようなこともあるかもしれませんが、そういうふうな形で対応していきたいとしますので、今回のことについて、即、この地区には幾ら、この地区には幾らというふうなことは、計算もしづらいし、地域の中での地区経営の中でやっていけるような形で、こう、ちょっと長期的な形での予算の編成なんかもお願いしたいなというふうに思うところでございます。

- 1 番 (中塚礼次郎) 今、前の補正の中での村の回答は、助成については考えていないという回答であったわけでありましてけれども、その後、各地区の話を聞いたり、自分の地区の内容も検討してみると、大変効率のいい地域に住んでいる人たちは、まあ、いいわけでありまして、例えば、うちの地区でいいますと、1軒のうちの何百mも、そのうち1軒だけっていうようなうちが、私の地区には、特に2軒あります。そこの雪を地区で協力して、雪かきをみんな出てやりましょうっていうには、まず、自分のうちから出るに半日以上かかって、そして、高齢者も含めて、雪かきに参加できる人を集めて、そこに行っても、もう1日かかって、手ではね、とて

も除雪ができないっていう現状があるわけでありまして、そういうことは、ほかの地区でも、そういった例はあるというふうに思いますけれども、そういう場合に、どうしても地区にある、私は、地区にあるバックホーでも、そういう物も、地区で、その人に出してもらって、いち早く通行可能にするという方法を考えるべきだというふうに思うんで、それには、「いや、おめさん、この中通に住まわせてやるんだで、ただでやれ。」なんて言うことはできないので、重機の借り上げ代とかいうふうなことは、オペレーター代はなしとしても、そういうふうなことで、地域にある、そういったものをフルに活用して、いち早く除雪をし、生活や年寄りの衆に障害のないような、まず道路環境をつくるっていうことが大事だというふうに思うんで、今回、計算がちょっとやりづらいとかいうふうなことでなくて、とりあえず、今回の場合には、村の思いやり予算として、はるかに地区の予算を越えたところには、額は問題としても、そういう気持ちを出して、地区の衆がやる気でおるものを腰からおしよるようなことでは非常に悲しいなというふうに私は思います。ちょっと、この点については、再度、この場での回答はそういうことですが、後で帰って、また関係のところと検討していただいて、いい話がしていただければというふうに思います。

それでですね、今、そういうことで、大雪に対する除雪については各地区というふうに言われましたが、どんどん高齢化していくと、やっぱり人力での手での雪かきは、もう限界があるというふうに思いますので、地球の温暖化によって、この回数が増えるという現象が、今回、2回ほどの雪にあらわれたというふうなことを考えますと、こういうような状態が、来年も、もしかしたら1日か2日あるかもしれないし、今後も続くというふうに考えますので、通常を超える豪雪の場合の地区への除雪補助とあわせた対策を村として検討していく必要があるというふうに私は思うんです。それで、まあ、計算ができないからというんじゃなくて、幹線——中通の幹線道路は村が5cm~10cmの通常の範囲を超える場合になったらやりますよと、あとは地区でやってくださいと言います。言うけど、村として、地区に任せた村道関係の道路延長が何mあるっていうことは、建設水道課だったら、すぐ出せるというふうに思うんで、各地区の地区対応の道路の延長を図ってね、そういうようなものを基準をつかって、満額、満足に出すっていうことじゃないんですけど、それぞれの集落の、そういった負担を少しでも援助できるようなことを、対策と含めて、今後、考えておく必要があるというふうに私は思うんですが、その点について。

○村 長 その、今おっしゃった道路延長とかですね、そういうものを基準にして道路維持管理費というのをお出しをしておって、だから、計算がめんどくさいから出さないと申し上げたわけではなくて、地域の自治、自治の中での、地域の中での地域運営というのが、そういう単発的なことも年によってはあるかもしれないけども、そういうふうなことも勘案しながら、少し、ある程度の長さを持った中で地域経営をしていただきたいというふうなことです。

それから、その地区にある重機を使ったらいかんのかというわけじゃなくて、そ

こは工夫で、柳沢でもやってくださった方いらっしゃいますので、その辺はやっていただいて、それで、「おかげだに。」っていうことで地区費の中から謝礼を出すというふうなこともあるでしょうし、そういう中でですね、そういうこと、そういう意味での総力を結集しながら、助け合いながら、そしてやっていくというふうなことだだと思います。ですので、こう、雪が降って大変だから、その分、出すっていうんじゃないくて、やっぱり、私としては、道路維持管理費が、それじゃあ、適切なのか、どうなのか、毎年、毎年、どさどさ雪が降って、毎年、毎年、赤字になるというふうなことであれば、多少、道路維持管理費を増やさないかんこともあるかもしれないし、そうした中で、地域の協力体制、まあ、高齢化に対してどうするのかというふうなこともあるでしょうけども、そういうことで考えていきたい、何かが起こったから、その分、はい、何かが起こったから、その分、はい、ではなくて、その皆さんで、地域の中で、こう、やっていただけるような形のほうが、地域力という意味ではいいのではないのかなというふうなことを申し上げているというところでございます。

○1 番 (中塚礼次郎) 今、村長の話はわかるわけですけど、地区の道路・河川管理に対する、私の地区へは街灯の管理料も含めて3万4,000円っていうのが村からの維持管理料というふうなことで出されている助成です。それで、私が言うのは、今回の場合には、通常の皆さんにお任せした道路や河川の管理のためのあれですよっていうことは、確かに、川の長さや、そういうのも全部、判断して出されているということは承知しておりますが、それをはるかに超える災害での対応ということで、今も言いましたように起き得る可能性がありますから、それに対する対応として、そういう場合には、こういう基準で、満足には出せんけど、村として地区の土木費を、まあ、予算、地区の予算を圧迫するような費用がかかるんで、それに対しては、こういうふうにしますということ、起き得る、こういった状態を考えて、対策として考えておくことが必要だというふうに思うんですが、その点はどうか、必要ないというふうに考えますか、お願いします。

○村 長 ですので、道路維持管理費が幾らが適切かというふうな検討は必要かと思うというところでございます。

○1 番 (中塚礼次郎) 通常では、適切というか、出されれば、それは多いほうがいいんですが、今回のような豪雪の場合には適切ではありませんので、検討いただきたいというふうに思います。

今、村長が言われたように、通常に出ている道路維持河川管理の助成が出ているわけですがけれども、今回のような災害に匹敵するような豪雪の場合には、今、出されている道路維持管理料では、地区に持っている重機を使って、いち早く交通の可能というふうなことを、状況をつくり出すためには、助成としては、ちょっと、再度、そういう場合には、こういうというふうな検討が私は必要だというふうに思います、いかがですか。

○村 長 長期的な見方で地区運営をしていくっていう中で、ある程度、そういうことも見

越しながら、地域を、地区を運営していただくのに、現状、どれぐらいの道路維持管理費が必要なのかということは見る必要があると思いますけども、それからまた、非常に大きな災害があったときなんかは、そういう、また、おっしゃったようなことも考えなくちゃいけないと思いますけれども、今回の雪の中で、そこまでのことを考えていなくて、今後は、だから、道路維持管理費については、毎年、毎年、見ているわけですけども、そういうことも、いろいろ続くようなことがあるのであれば、見直しというふうなことを、その中で考える必要があるかもしれないということでございます。

○1 番 (中塚礼次郎) 今回のような大雪は、毎年あるわけじゃないしということですので、こういった場合には、それなりの対策というふうなことが私は必要だというふうに思います。このことについては、ことしは、そのものには、村としての援助もできないということですし、来年以降も可能性があるんで、そういった対策を検討していく必要があるというふうに私は思うんですが、それに対する回答としては、ちょっと、私は腑に落ちない点が多いわけでありましたが、以上で質問を終わらせていただきます。

○議 長 これで中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。
ここで暫時休憩とします。再開を午後1時とします。
[午前11時47分 休憩]
[午後 1時00分 再開]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。
3番 小池厚議員。

○3 番 (小池 厚) 私は、さきに通告をいたしました一般質問2つについて村の当局の考え方をお聞きしたいと思います。
最初に、村管理の道路の除雪対応についてということで、2月7日からと2月14日からの二度にわたる豪雪に対し、村管理の道路の除雪をどのように行ったかということにつきまして質問をしたいというふうに思います。

最初に、まず、今回の豪雪に対して、村長は、今、どんなことを感じられるかをお聞きしたいと思います。

○村 長 開会のあいさつでも申し上げました。先ほどもちらっと触れましたけれども、まず、委託をしておりますところの建設業の方々を初めとした皆さん方が、本当に懸命の努力をして頑張ってくださいました。重機も、いつときよりは半分減っているし、オペレーターの方の数も減っている中でですね、幹線道路、いち早く、先ほどもお話があったように、近隣からもご評価をいただけるような形でやっていただけたということに、まず、本当にありがたいというふうに思っております。それと、また、あわせて、それぞれの地区の皆さん方も地域の中で頑張ってください、交通の確保をしていただき、非常に、何と申しますか、大変な状況になる前に何とか動けるようにしていただけたというふうなことは感謝をしている次第であります。

○3 番 (小池 厚) 1つお答えがなかったと思うんで確認をさせていただきたいんで

すが、先ほども1番議員のほうで質問されたんですが、また、さきの全協のときにも話が出たんですけれども、災害という認識は持たれているか、確認をさせてください。

○村長 ほかの市町村で、災害対応といいますか、そういう組織を立ち上げたというふうなことは聞いておったところでございますけども、村として、その災害時の、何ていいますかね、対策本部というものは立ち上げませんでした。

○3番 (小池 厚) その態勢をとったか、とらないではなくて、災害という共通認識を持っておられるかということを確認したいです。要するに、通常時ではなかったよと。

○村長 ちょっと、災害というものの定義、災害対策本部というものをつくったか、つくらないかっていうことでは、つくっていないですし、また、そうなってくると、ちょっと、今、災害をどこの定義、非常に主観的なことでよろしいんですか？その行政的にいうと、災害対策本部というものはとっておらないので、災害というふうな位置づけはしておりません。

○3番 (小池 厚) 聞きたいことがいっぱいあるんですが、ここで足踏みしているわけにはいかないんですけれども、通常の災害の場合は、要するに基準がございますね、時間、例えば雨の場合だったら1時間20mlとかね、1時間80mlということで、それを越えれば災害だというふうな感じがあるんですが、先ほど保健福祉課長が13年にも豪雪があったという話をされたんですが、今回は今まで降ったことがないような雪が降ったという理解はされておりますよね。そうしないと、あと進まなくなっちゃうんですけど。

○村長 まれ——まれに見る大雪だったというふうには実感しております。

○3番 (小池 厚) 安心をしました。

次にですね、2番目ですが、村管理の道路、農道、林道も含めてですが、除雪はどのようにしているかっていうのをお聞きします。

○建設水道課長 先ほどもちょっとお答えしましたけれども、地域防災計画に定めがございます。それに基づきまして、村道の除雪路線につきましては、通常除雪路線、それから緊急連絡時除雪路線、豪雪時除雪路線の3区分としております。それで、通常除雪路線につきましては、対象が主要村道ということでありまして、積雪が5cm~10cm程度のときに除雪を始めます。それから、緊急連絡時除雪路線というのは、いわゆるバス路線でございます。除雪が必要と連絡を受けたときに除雪を始める。それから、もう1つの豪雪時の除雪路線といいますのは、それ以外の主要村道でおおむね積雪30cm以上、30cmを越えたときに、それぞれの村内の除雪担当者をお願いをしまして除雪を行うということになっております。

それから、農道、林道につきましては、基本的に除雪はいたしません。

ただし、林道の銭峰線、それから水道の浄水場に続きます林道沢入り線もしくは林道陣馬形線の一部につきましては、除雪の対象路線としております。

以上です。

○3 番 (小池 厚) それでは、今回の豪雪については豪雪時で対応されたかどうか、そこら辺を確認します。

○建設水道課長 豪雪時の対応をいたしました。

○3 番 (小池 厚) それでは3番目の質問に移ります。

村内の建設業者に委託している場合ですね、まず、当然といえば当然なんです、国道など主要幹線道路の除雪が優先されるということで、身近など道路は後回しになることは、これはやむを得ないかと考えております。その場合ですね、国や県との連携等とはとれていたのか、それとも、それぞれの範疇で、例えば村は村の豪雪時緊急対応ということで豪雪時の除雪計画に基づいてやったか、そこら辺を確認をさせていただきます。

○建設水道課長 まず国県道の除雪についてですが、これにつきましては、毎年、降雪期前に、ここでいいますと伊那建設事務所が除雪会議というものを開催をし、平常時におきましては除雪あるいは凍結防止剤の散布体制、あるいは緊急時の除雪体制等について、その中で確認をしているということであります。本年度につきましても11月の18日の日に開催をされておきまして、管内の除雪業者、市町村の担当者等が集まりまして打ち合わせを行っております。

それで、国県道の除雪基準といいますのは、村道と同様でありまして、積雪5cm～10cmを目安に除雪作業に入ることになっております。ですので、村道と、どちらが後先ということではありませんで、ほぼ同時に作業に入ることになります。

ということですので、今回の場合も、特に国県道について伊那建設事務所と連絡を取り合っていることはしておりません。といいますのは、目安の積雪になった場合にですが、その都度、伊那建設事務所、あるいは村から指示をするということではなくて、委託業者の判断で初動態勢に入ることになっております。当然、その前に、天気予報ですとか除雪の状況等、注意しておりますので、その前から準備を整えてもらっているということであります。

また、夜間や休日にかかる場合には、村のほうも建設系のほうから指示を出しているという状況であります。

それですので、今回も除雪業者との連絡をする中で、国県道の除雪状況についても把握することになったという状況でございます。

○3 番 (小池 厚) しっかりやっていただいたと思います。

それではですね、先日の全協のときにですね、今回の豪雪を踏まえて、これから公共施設除雪対策事業検討会議っていうのが村にあるそうなんです、これは、今回は機能したかどうか、実際にですね、公共施設っていうか三セクの望岳荘へ、この間の豪雪のとき、行きたかったけれども行けなかったといった声が届いているんですけれども、そこら辺はどんなふうな対応をされたかっていうのをお聞きしたいです。

○建設水道課長 まず検討会議でございますが、これは常設の会議ではございませんで、庁内的に

は、いわゆる事業調整会議というふうに言っております。それで、事業調整会議と
いいますのは、2つ以上の課に関係をして、かつ特別または臨時的な事務を処理す
る場合に設置するというので、臨時的に設置する会議でございます。それで、今
回の大雪の事態を受けまして、建設水道課が主幹となって設置をしたということ
でございます。

この検討会議につきましては、2月の19日と26日の2回、開催をしております。
その中では、関係各課の除雪対応と課題、今後の対応等について検討を行ったと
ころでございます。

今後の対応としましては、中川村地域防災計画にのっとりまして、例えば大雪警
報が発令された時点で対策検討会議を立ち上げまして初動態勢を整えるというこ
とや除雪路線の明確化、あるいは地元住民への情報提供や除雪等の協力要請を行っ
ていくこと等を確認しております。

また、明後日になりますが、13日の日には村内の除雪業者を集めまして除雪対策
会議を開催をする予定でございまして、今回の除雪状況等について確認をして今後
に生かしていけるようにしたいというふうに考えているところでございます。

それから、ご指摘のありました望岳荘の除雪でございますが、望岳荘の駐車場の
除雪については村のほうで特別な指示はしておりません。

それから、特に役場から望岳荘へ向かう道路の除雪でございますが、それにつ
いては除雪路線に入っておりませんので、地元の皆さんが除雪をしていただいたとい
うことであります。

雪の状況もあったと思うんですが、通りづらかったことは確かだと思いますが、
全く通れなかったという状況ではなかったかなあという気がします。

以上です。

○3 番 (小池 厚) やっぱり、村としてですね、観光についても力を入れていくつ
ていうことであれば、重要な施設である望岳荘への足の確保ということは必要だと思
いますんで、村道なりですね、認定してですね、除雪の路線に、村のほうでやる除
雪の路線にですね、加えておくのは必要じゃないかと考えます。

それで、次に移らせてもらいますが、1番の議員の2の(2)の中での質問と関
連をするわけですが、私たちも、地区内の村道等については、それぞれ除雪や融雪
剤の散布を行っているけれども、今回のようなですね、豪雪の場合、どうして機械
力に頼らざるを得ない状況だったということです。実際にガードレールを三角にし
たものをですね、軽トラの後ろにつけて引っ張ってもですね、もう、下りはいいん
ですが、上れないと、上り坂はかけなかったというふうな状況で、最後は、地区内
に2台ありましたトラクターの先にですね、グレーダーのついたものをですね、出
していただいて横へ排雪するという、そういうようなことをお願いしたわけでご
ざいまして、このような場合の対応についてはですね、どんなふうになっているかっ
ていうのを、機械とか、あるいは労務等の関係について、再度、ちょっと確認をさ
せていただきたいんですが。

○建設水道課長

このことにつきましては、先ほど村長のほうの答弁がありましたけれども、大変地元の皆さんにはご協力いただいて感謝申し上げている次第でございます。

それで、地区内での重機等の除雪機械の使用、あるいは地区から業者への除雪作業の委託ということが今回あったわけですが、それについて役場のほうから特に指示、あるいは対応はしていないということは、先ほど答弁のあったとおりでございます。

それで、ただ、除雪用の機械器具の購入というものに対しましては、ずく出し協働事業の中の補助対象となっております、既に幾つかの地区におかれましては購入をしております。

また、今年度につきましても2つの地区から申請が出ております。

内容を申し上げますと、除雪用の機械器具につきましては、先ほど出たガードレールの加工タイプのものについては上限5万円、それからグレーダタイプについては上限15万円、それから歩道用の除雪機械につきましては上限20万円、あと、その他の除雪の器具については上限5万円ということで、それぞれ10分の8、8割補助という形になっております。この内容につきましては、土木部長会の折にも、毎年、説明をしております、それぞれの地区で検討して購入等をしていただいているという状況であります。また、ことしにつきましても3月3日の総代会の折に、再度、説明を申し上げまして、今後、地区での整備についてもご検討をいただきたいということを申し上げました。

○3 番

(小池 厚) 今、私も知ったことがございまして、有効に、また地元で活用させていただきたいというふうに考えます。

それでは最後ですが、これは、私も、現在、勤めているところが、そういったところでございますので、最後に一言申させていただきますいんですけれども、この間、長きにわたってですね、建設業界も後継者が少なくなってきました、機械力も落ちてきております。今回の豪雪ですね、今までと同じような感じで、困ったら建設業者に頼めばいいといったような安易な発想はやめていただいでですね、この際、皆で協力する応援体制、こういうものをつくっていく必要があると思うんですけれども、改めて村長さんに、いかがかということ念押しをさせていただきたいと思えます。

○村 長

最初に申し上げたとおり、それぞれの地区の団結力といいますか、みんなで地域を守っていこうという、そういう地域力が衰えたとはいえ、周辺の中で中川村は、まだ、まだまだ生きているのではないのかなというふうなところを感じておって、それをしっかりと維持していかななくてはいけないというふうに思っております。地域力が落ちていると同様に、各建設業者なんかも、おっしゃったとおりの対応の力の限界というものがあるわけですので、できることを自分でし、また、その限られた力をですね、上手に優先順位をつけながら活躍をしていただくということも大事で、てんでんばらばらにやってしまうと收拾がつかなくなるのかなと思っておりますので、その辺のところをしっかりとやりながら、また、村内だけでできないときには、

それ以上の支援というものを受けるっていうふうなことも考えなくてはいけないこともあるかもしれません。

ともかく、一番の基本であるところの地域の皆さん方が、いろいろ工夫をしたり協力をしたりする体制というものをとっていただいていることがありがたいし、また、地域力を増やすためにですね、もっと根本的なところで、地域に若い人が残ってくれる、あるいは外から来てくれるっていうふうなことについても、それぞれの地区の中で、こういうときにもですね、普段の草刈りのみならず、やっぱり、こういう大雪のときとか自然災害のときには、その辺の力が発揮されると思うので、そのあたりのことについても、地区の中で、また、相談をしていただいて、前から言っている、こう、若い人を迎え入れるようなことについて、役場と一緒にやろうというふうな動きなんかも出てくるとうれしいなというふうに思います。

○3 番 (小池 厚) すみません。今の1番のですね、質問で、ちょっと、これで終わりだって言ったんですが、すみません、ちょっと関連という感じになりますけれども、金銭的なことについて、ちょっと最後をお願いっていうか、質問をさせていただきます。補正予算でのですね、対応を考えておられるようだけれども、その中からですね、今回の豪雪に対して共通認識がいただけたということで、緊急避難措置という発想でですね、通常の前算にある道路管理交付金ですか、その分の倍額をですね、今回、出すという、そういうことで対応をしていただければありがたいというか、お願いしたいというか、考えています。国のほうでもですね、通常の災害、これについては予備費の公共施設国庫負担金という、そういったものから支出がなされておりますので、対策本部をつくった、そういった災害でなければ出さない、出せないということではなくてですね、通常、考えられなかった今回の豪雪については、そういった対応をしていくことが必要じゃないかというふうに考えます。村長、いかがでしょう。

○村 長 この議会における補正、3月補正については、既に提案をしてご承認をいただいておりますので、本年度中に、もう1回、補正というふうなことだと、臨時議会とか、追加上程というふうなことになるかと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、よっぽどの、もっと大きいときは別かもしれませんが、今回の雪害とか除雪のことに関して、こういうことがあったから幾ら出しましょう、この地区は幾らですというふうな形での対応は、余り好ましくないなと私は思っています。というのは、地区の運営費の中でですね、しっかりと長期的な視点の中で予備費も持ちながら地域が自立的に自治を続けていけるっていうような体制をつくっていただくというふうなことのほうが大事かなというふうに考えております。だから、雪が、今回、雪が降ったからどうかというふうなことじゃなくて、いろいろ災害もあるよねとか、あるいは、地域の人、地域力がちょっと落ちてきて、いろいろ、もの、いろんなことが大変になっているとか、そんなふうなこと、トータル的に考えて、その地域への道路維持管理費だとか、あるいは地域に対する支援のあり方について考えていく、その中で、それぞれの地区がですね、今回のこれに対してっていうこ

とじゃなくて、どういうふうに地域を自立的な自活できるものとして作り上げていくかというふうなことを考えていただくというふうな形にするというのが正しいやり方ではないかな、そのために何が必要なかっていうふうなことを考えていくというのが正しいやり方ではないかなというふうに思っております。ですので、今回の補正で、それを、ちょっと、盛るということは、先ほども申し上げたとおり、ちょっと考えておらないというふうなことでございます。

○3 番 (小池 厚) 先ほどから同じ考え方を聞いているんですけども、行政のあり方として、私、考えるのは、ケース・バイ・ケース、機敏な対応、そういったものが必要ではないかと、今回の豪雪のような場合にはですね、緊急避難的な、先ほども言いましたが、緊急避難的に措置ができるものであれば措置をしていくっていうことが、やはり、今、答弁にありました将来的なことを含めた、そういった地区のですね、維持管理の問題とは別にですね、とっていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

2番目、交通弱者への対応についてということでございます。

現在、村のほうで行われているバス運行事業について、利用者の利便性の向上を図るために、運行時間等のもので、工夫を考えていってはどうかというふうに考えるわけです。

また、タクシーの利用についても、さまざまな利用形態を考えていく必要があるというふうに考えております。

最初に質問ですが、現在の交通弱者に対する対応状況について、改めてですね、お伺いしたいんですが、村営バスの運行状況等、最近の動向を確認をさせていただきたいと思います。事業別、利用者数、最近の傾向等、お答えいただきたい。

○総務課長 まず事業別についてでありますけれども、1つは、巡回バスについて、まず申し上げたいと思います。利用者数、年間の中で、3月末の集計になっておりませんので、これは何とも申し上げられないところでありますが、定期券の購入者について、まず申し上げますと、平成25年、26年の1月現在では148人の方の購入であります。利用者総数が、利用者、乗っている方、総数ですけど、2万5,427人でありまして、平成24年の利用者総数2万5,265人を若干、1月の段階で上回っているということが言えるところでございますが、平成20年度が利用者のピークでございまして、減少傾向にあることは間違いがないということでもあります。定期券の購入者につきましては、高校生が68人で、昨年比マイナス10人、高齢者、65歳以上の方ですが、65人でマイナスの10人、その他の方が14人で、購入をいただいております。これがプラスの10人となっております。高校生以上で65歳未満の一般利用者の常時利用が増加している傾向にあるということでありまして、巡回バスについては、経路別に見ておきますと、北回り線が増えております。これが利用者の総数を昨年一年間の中で、10ヶ月の中でも若干上回っている原因がこれではないかというふうに分析をしております。先ほど申しましたとおり、傾向は減少の一途でありま

して、これにつきましては、高校生の総数、絶対数といいますか、これが減っていること、それから、高校生、高齢者の利用者の減少と一般利用者が、若干、その高校生より上で64歳以下の方が若干増えている、でも、総体の数は、利用者、減っているというのが巡回バスの現状だと思います。

もう1つ、過疎地有償運送、NPO法人のやらまいかが運行しておりますダイヤモンドタクシーでありますけれども、これは、現在、1日2人～3人の利用にとどまっております、お宅から送っていく、目的地まで送っていく、電話があって、目的地からお宅へ送る、こういうことを勘定しますと、この倍になりますので、1日4回～6回、4回の出動が非常に多いという現状です。これは、平成16年のときが、この事業を始めましたときが一番多くて、1ヶ月に156人平均の利用がありました。平成25年では、現在のところ1ヶ月に82人という利用でありますので、約6割弱ですか、に利用が落ち込んでいるというような現状であります。

よろしくをお願いします。

○3 番 (小池 厚) ただいまお答えいただいて、わかったんですが、例えばですね、今、3路線、北回り、東西、それから南回りあると思うんですが、その中でですね、その同じ巡回バス、同じバスが走っているというふうに理解しているんですけども、その場合ですね、利用者の少ない路線については、車種をですね、小っちゃくする、そういったことで経費を節約する、そういったことも考える、また、時間帯もですね、ちょっと考えてですね、どちらかといえば、そのダイヤモンドタクシーというんですかね、小回りの利く、そういったものに変えていくというようなことも考えていいんじゃないかと考えるんですけども、そこら辺はどうでしょうか。

○総務課長 今の議員おっしゃったことにつきましては、実は、地域公共交通会議で、この25年度の中で、利用者の皆さん、村民の皆さんにアンケートを出し、利用実態を調べた中で、今、おっしゃられたような傾向は確かにあるということで認識しております、この課題については検討をしているところです。

今、小型化したらどうかというお話がありましたけれども、現在は、そのダイヤモンドタクシーにつきましても、エスティマという、その、ちょっと、おうち、道路に、広い道路におうちが全部面しているわけではありませんので、ちょっと、午前中にありましたとおり、幹線道路から少し農道のような道を入れていってお宅にまでという利用の仕方をしておりますので、非常に入っていきにくいというふうな部分もございます。小型化を、1つは、もうちょっと機動力のある小型化を考えているところでございます。これにつきましては、平成26年度の予算の中で検討をしているところでありますし、巡回バス車両の、もう少し、利用者の少ないところについては縮小もあわせて検討しているところでございます。

ただ、巡回バス路線については、単発で回しているばかりではございませんで、各路線が、そのハブっていいですか、チャオのところ、こう、何らかの形で、こう、時間を合わせて集まって、それから、また、別の目的地に行くような格好での運行形態をとっておりますので、運行回数や時間については、これは、かなり、抜

本的に見直すっていうことは非常に難しいような課題もあるわけであります。

それと、先ほど申しましたとおり、過疎地有償運送については、利用者が6割未満になってしまったということがございますので、この部分での、その有効な利用、燃料代ですとか車検費用等、経済的にも経費的にも改善されるし、利用者にとっても、こういった形がいいのか、今現在、予約については2日前という決まりを持ってございますが、これについては、もう少し短縮できるように検討中でもございます。

ですので、今おっしゃられたようなことも十分頭に入れつつ、方向性としてですね、来年の10月までの運行までに方向を出していきたいというふうに考えているところです。

○3 番 (小池 厚) わかりました。

それでは次なんですが、先ごろ提出されました26年度の当初予算ですが、交通対策としてタクシー補助券ってというのが初乗り運賃ということで計上されております。利用者の都合で移動手段が確保できるので、これは大変有効な施策だと考えますけれども、例えば、これ、具合がいいということで利用者が多くなった場合の予算とか、そこら辺はどんな程度に抑えるっていうか、考えているかお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長 新年度から高齢移動弱者等のためのタクシー代の補助制度を始めるわけでありまして、中川村福祉タクシー券の交付事業ということで行うわけでありまして、新年度予算では、タクシーの中型車の初乗り運賃の分を150人分ということで計上をしてあるわけでありまして、これも、実際、始まってみないと何人の方が利用されるかということが、まだわからないところでありまして、一応260万円余を計上してあるわけでありまして、それらの動向によっては、また、補正もあるかなというふうに思っておりますが、とりあえず、これで進めてみるということでありまして。

○3 番 (小池 厚) 最後になりますが、私どももですね、いずれ交通弱者になっていくんではないかということが考えられるんですが、そうなった場合の足の確保、買い物弱者とか、そういった問題もありますので、将来を見据えた対策を講じていく必要があると考えるわけです。例えば、タクシー会社もやっていますダイヤモンド型の乗り合いタクシー、こういったものですね、先ほどのダイヤモンドタクシーと競合することになるかもしれませんが、また、交通会議でですね、考えていただくようなことにしてですね、将来的なことについて村長の考え方をお伺いしたいと思います。

○総務課長 すみません。私のほうからお答えをさせていただきます。村長は公共交通会議の議長をやっておりますので、同じ立場で、当然、答えるということがございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

この課題についても、おっしゃるとおり、地域公共通会議において、今、検討中ということがございます。

会議の委員の中にですね、民間のタクシー業者の方、3社、入っていただいております。今回の3社といいますのは駒ヶ根にあります1社、それから飯島町に1社、それから松川町の1社、この3社でございますけれども、今回の見直しで民間タクシー業者による乗り合いタクシーの検討も実は行ってございまして、タクシー会社の現行の車両台数をうまく回していただいで運行することにしたかどうかということも検討いただいたわけですが、ちょっと、非常の難しいという結論であります。タクシーを、その過疎地有償にかわる生活交通の手段にするということになりますと、1台を、やっぱり村に常駐をするということがどうしても必要になりますから、それに見合う1日最低2万5,000円ほどの運賃収入が確保されないと、どうも、その計算が合わないということになるようでございます。現在のダイヤモンドタクシーの利用者は、先ほど申しましたとおり1日2人～3人平均になっておりますので、客単価でいいますと、これを割り返せば、2万5,000円を2人で割れば1万2,500円ということになりますし、要するに客単価で1万円以上が必要だということになるわけですし、差額について行政のほうの支援によって賄うということではないと確保できないということになってまいりまして、そのように考えますと、大体500万円くらいからの運行助成がどうしても必要になってくるということがありまして、これはタクシー会社の皆さんの中で検討していただいた結果の数値でございます。要するに、それだけのお金を補助するってということが非常に難しいということになるわけで、現実性に乏しいということになります。

先ほども申しましたとおり、10月1日から新しいダイヤを改正をします。それに伴いまして、過疎地有償運送のあり方も、路線等を見直しながら——路線ってどうか、巡回バスも、もしかしたら、回数、路線の見直しもあるかもしれませんので、そういったところでうまく投入できないかということもあわせて考えていく必要があるわけですし、運行経路の再構築までに、あと7ヶ月ほどあるわけです。私どもとすれば、村民がより使いやすいものにしていく、こういう検討をする立場で、今、検討をまとめているところでありますので、よろしくお願ひしたいということと、並行して行うタクシー、先ほど保健福祉課長のほうから話がありましたとおり、タクシー補助券の利用状況もあわせてですね、この調査分析の資料にして使っていて、ダイヤモンドタクシーの運行計画に役立てていきたいと、こんなふう考えているところです。よろしくお願ひします。

○3 番 (小池 厚) 現在、行われております公共交通会議の進捗ですね、いい結果が出ることを期待して質問を終わります。

○議 長 これで小池厚議員の一般質問を終わります。

次に、8番 柳生仁議員。

○8 番 (柳生 仁) 東日本の大震災から早くも3年が経過したわけでありまして、復興は、まだ道半ばと報道がありました。本当に、いかに大きい災害だったかがうかがえます。きょうも2時45分から黙禱がささげられるわけでありまして、一日も早い復興を願うわけでありまして。そして、まだ2,633名の行方不明者がおるわ

けでありますけども、一日も早く発見されることを願っております

それでは質問に入りますが、私は、リニア中央新幹線工事についてと農業就農者支援について、犯罪抑止と通学路の安全確保についての3問を質問いたします。

初めにリニア中央新幹線について質問いたします。

このことは5番議員が質問しておりますので、重複する部分がありますが、よろしく願いいたします。

報道によれば、上下伊那、各自治体では、工事が行われることを前提にいろいろ検討が進められているようであります。

中川村の考えということではありますが、リニア中央新幹線工事は、今、JR東海では、工事着工、開業に向けて、各種事務とか、いろんな調査を進めると聞いております。

また、残土の受け入れを、地域振興の計画をする自治体が多くあるわけですが、この工事は、工事車両が最大で1,736台通過するというふう聞いております。これ、日量であります、そのうちダンプカーが約8割と聞いております。この多くは、地元大鹿村から中川村を経由しなければ進めないわけではありますが、県道22号線、通称、岩洞と言っておりますけども、あっちの道は、どうもダンプカーには不向きかなあと思っております。JR東海に伺ってみましたところ、1,736台は、どういうふうだ聞いていたら、最大の量であると、それも毎日が1,736台通るわけじゃないってことを言っておりましたけども、それと、もう1点、ダンプカーが8割だと、大体1,380台、これは渡場の交差点を通過するかと思っておりますけども、これでも大変な量であります。そして、トンネルの掘削の速度でございますけれども、大体、日量6mくらいが計算じゃないかと思っておりますので、聞いてみたところ、そんなもんだと、シールドマシーンを導入しますと、大体20mぐらいは進むわけですが、今回はジャンボで掘削するということですので、大体、日量6mくらいと、1本ですと、そんな量は出てこないんですが、同時に4カ所から入って言っておりましたかね、そうすると日量8,000m³余出てくるということで、大変な量が出てくるわけではありますが、これに対して、現実にダンプカーが確保できるのかということ聞いてみましたところ、現在、そこまで行っておらないということでもあります。ダンプカーを単純計算しても230台くらい、毎日、確保しないと、大鹿から土を運搬できないのが現状でありますから、なかなか、これは実行に難しいなあというふう聞いてまいりました。

これに対して、村ではJR東海に独自の調査をしておいて意見を述べるような対応をしているかどうかということを知りたいわけでございますけども、村長は、過日、飯田の建設中止を求める声もあるような会合に行って独自の意見を述べているようではありますが、どのような意見を言われたかわかりませんが、村として、やっぱり、この工事を受け入れて進めていくのか、反対するのか、村長のお考えを伺いたいわけがあります。

○村長 リニアの工事に関しましては、もう本当に繰り返し申し上げているとおり、住民

の生活環境を乱すことなく、その辺の配慮をしっかりとやっていただかなければ困りますという、そのことに尽きます。

○8 番 (柳生 仁) っていいますと、工事を容認するというので、協力するっていう考えでいいかと思っておりますが、そんなように受けとめておきます。首を横に振っているけど、私、今、そういうふうに取り取りましたけども、それでいいわけですね、工事を認めるということで。

○村 長 繰り返しますが、住民生活に影響が、悪影響の納得できる、住民が安心できる範囲に抑えるというふうなしっかりとした対応をして、それで住民ともども安心だなというふうになったら協力をするということです。協力、その条件なしに協力するというわけではありません。

○8 番 (柳生 仁) そのことはもっともだと思いますけども、このことを、なかなか工事をとめることも難しいかなあと思っておりますけど、ただいまの村長でありますと、なかなか納得できるっていうことだと、村独自に、やはり調査をして、こういう条件のものをほしいよということを持っておらないと、ただ、だめだよ、だめだよでは困るかなあと思っておりますが、そこら辺は、村としては、村独自の調査を持ってJ Rと話に向かうのか、もう一度お伺いします。

○村 長 このことに関して村が村のお金を使う筋合いは全くないと思っております。ですから、前にも申し上げたとおり、J Rが中川村において、今の状況について、きちんと、まず、モニターをして、その結果を発表し、それから、工事が始まる前に常設のモニタリングポストみたいなものをつくってですね、その数値が常に第三者も含めて見られるような形で公開する、それとあわせて住民が納得できる許容範囲というものを定めて、それを越えたときには、しかるべき対応ができるまで工事をとめますという、そういう約束をすると、そういう形をとってほしいと、中川村で調査をしたり、お金を使う筋合いは全くないと思うんですけども、いかがですか。聞いたらいかんのか。全く筋合いはないと私は思います。

○8 番 (柳生 仁) 言うことは最もだと思いますけど、やはり、そういったJ Rの意見に対して意見申し上げていくには、費用を使う筋合いじゃないって言うかもしれませんが、やはり村としての根拠があってもいいかなと思っておりますが、工事が進められていくと思いますけども、J Rの説明、聞きながら、ちゃんとしてもらいたいと思っておりますし、先ほどの話ですと、どうも夏ころになりそうだなあと、説明会がっていう話でございましたが、だんだん向こうへ行ってしまうと、何となし、何となし進んでしまうかなあと思っております。

そんなことで、村の姿勢がよくわかってまいりました。

そうした中で、飯田市ほか、先ほど出ておりましたけれども、1町3村で既に510万㎡を受け入れますよというような姿勢が報道があったわけでございますけども、中川村は、地元の大鹿さんに比べまして、次に、一番、残土に近いところでございますが、先ほども説明ありましたが、汚れた残土っていうか、危険な残土は受け入れがたいっていう話でございましたけども、村内でも、この残土を受け入れて

地域振興を図れないかというような意見が、先ほども、5番議員のときにもありましたけども、結構、出ておりますけども、村では、以前にも何箇所か計画しておりますっていう答えがありましたけども、この残土を利用した地域振興計画はあるかどうかお伺いします。

○村 長 先日、県のリニア推進室の方が上伊那地方事務所の、違う、ごめんなさい、広域連合の——上伊那広域連合の正副連合長会のところにいろいろご説明に来られました。そのときにも、連合長初め、私も申し上げましたし、意見が出たわけなんですけども、上伊那広域連合としては、飯田線のよくしてほしいという、そういうものもありますし、中川村としては、とにかく住民環境に対するしっかりした対策をしてほしいということがありますし、そういう、ある意味、J R東海さんとのやりとりをやっつけていかななくてはいけないわけですね。その中で、残土の受け入れ、受け入れっていうふうな話ばかりが進んじゃうと、それこそ工事は着々と、粛々と進んでいくっていうことになっていきます。ですので、だから、残土とか、それで何か地域活性化っていう話がいつも出るんですけども、危険なものかもしれないし、それからまた、J Rにとっては、それが、何とか処分しないと工事が進められない、ボトルネックなわけですね、弱みなんですよね、だから、あれを何とか、どう処分するかっていうふうなことがJ R東海さんの課題なわけです。某町長さんがおっしゃいましたけども、本来であれば、どっかの民間企業が何かやった場合に産業廃棄物が何か出たら、もう、徹底的に自分たちできれいにして、どこか、どういう処分をするかっていうのを考えて事業をするのが当然であると、それをJ R東海は県に丸投げをして、県が、また、それをみんなにどうですか、どうですかっていうふうな形でやっておって、それは民間企業の仕事の進め方としてとても変であると、あれは、J R東海が、本来であれば、こういうものだから何とか使っただけませんかという形でお願いをしてしかるべきものだし、その中で、それでは、じゃあ、我々のところで、まあ、受け入れてもいいよとか、あるいは通らせてやってもいいよという中で、けども、こういうことを住民環境に対しては守ってもらわないと困るよっていうのが本来の話の筋だと思うんですね、そこんところを切り離しちゃって、残土だけ欲しい、欲しい、欲しいっていう話をして、でも住民環境は守ってくださいねっていうのが全然ばらばらの話で進んでいくと、住民環境は守れない形になりますので、そこだけ先行して話をするのは、非常に、もう、最初から、こう、ペースにはめられているというか、上手に、こう、ベルトコンベアーの上に乗せられて物事を進められているというふうに思います。ですので、何度も申し上げましたけども、残土の話は後からでもいい、とにかく、まず、住民の生活環境をしっかり担保するっていうことが優先課題だし、それが、まず、できない限り、先に進むのは愚かなことだと思います。

○8 番 (柳生 仁) さっきからも住民生活が最優先なことはもつともだと思いますけれども、残土は後でいいっていうことでございますので、そういう条件が整えば、残土をもって地域振興に役立てるという考えでよろしいわけですか、もう一度お願

いします。条件が整えばっていう、地域振興のために残土を使うっていう考えでいいわけですか。

○村長 地域振興っていうのも、しっかりとしたビジョンがないとですね、とりあえずここを埋めておこうかっていうのではだめだと思うんですよ。だから、こういう目的で、こういうふうな形で、こういうふうにする、そのためには、これだけのことがあっていうふうなことがないとかんのかなというふうなことを思いますし、そういうふうなことも含めて、何か、これがこういう形で使えれば、こういうふうで使える、そしてまた残土が安全であるというふうなことがあれば、決してやぶさかではないですね。もう、何ていうか、受け入れるっていうこともあるかもしれません。ないかもしれません。今の時点で何とも、先ほどの申し上げた理由により、今の時点でどうこうというふうなことは差し控えたいと思います。

○8番 (柳生 仁) なかなか難しいようでありますけども、ときとして、やはり有効的に、適正な残土であるならば、受け入れて、必要な場所に埋め立てて、それが地域振興につながるならば、村の発展的にもマイナスじゃないんじゃないかと、こういうふう理解するわけでありまして、今のところ計画がないというふうな解釈はありますが、今後とも、ぜひとも、必要に応じて、そういった場所も探しながら、地域の住民が求めることにも期待しておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、次の農業者就農支援についてでございますけども、このことも、先ほど4番議員も質問しておりましたけども、私は質問させていただきますが、曾我村政3期目の公約で就農者宿泊施設建設費が、今年度予算が100万円計上されています。将来計画についてどうなっているか伺いたいわけでありまして、中川村は、上下伊那の中心に、付近に位置しております、伊那谷一帯を取り組んだ政策ができないかっていうことでございます。

また、そちらには上伊那しか書いてありませんが、上下伊那の農業高校との連携を検討して、この施設を利用しながら新規就農者を育てていくことが大事じゃないかと思っております。

今回の設計費用は、設計費用が100万円でありまして、実行に向けてどのくらいの費用が発生するのか、また、概算の計画はあるかどうか、また、伊那市では、さきの新聞に出ておりましたけども、上伊那農業高校と連携のもとに、新卒新規就農者には年150万円、これは国の補助でありますけども、支援を計画しており、準備期間2年間と、また、実行の5年間、7年間を支援をするというような対策をとっているようであります。中川村では、この施設でございますけども、まず、設計費用で100万円でございますが、実行に向けてどのくらい費用が発生するかっていうことと、この新規就農者を上下伊那と取り組んだ対策として取り組んでいけるかどうかをお伺いします。

○振興課長 それでは、私のほうからお答えさせていただきますけれども、今、ご質問の中にもありましたように、村長就任直後から新規就農者研修宿泊施設の設置について検討してまいりました。研修体制とともに研修施設の検討を行ってまいりましたが、

研修体制につきましては、先ほどもほかの議員の質問で答えましたけれども、里親農家の確保までこぎつけております。一方、研修施設は新築と既存建物の改築の2つの方法で検討を行っております。一旦は既存建物の改築の方向となりましたけれども、耐震補強が必要となるということから、建築費用も比較的高くなるのではないかと予想されまして、専門家である設計士の意見や費用の積算をしていただく中で新築か改築かの判断を行って、最終結論により、工事費は補正予算で計上させていただくという方向になっております。

また、そのほかにも既存建物で適したものがあれば、それらも検討対象としていきたいとは考えておりますけれども、時間的に余り余裕はないのかなあというふうに思います。

平成27年度から研修が実施できるようにしたいというふうに思っております。

その伊那谷一帯を取り組んだ政策にできないかということですが、この設置目的としましては、村の農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加対策という考え方を持っております。村が独自に行う政策ですので、伊那谷一帯を取り込んだ政策というふうには考えていないところであります。

それと、伊那谷というよりも、上伊那の中ではJA上伊那農業インターン制度っていうのがあるんです。これは、市町村も協力して、市町村も費用負担をしながらやっている制度は、上伊那にはございます。

それから、上伊那農業高校との連携ですけれども、上伊那管内の子どもさんたちがほとんどかと思えます。県の里親制度を活用するという、先ほども答弁をさせていただいておりますけれども、村内の里親へ自宅から通って研修を受けることは、現在の制度の中では可能かというふうに思います。

いずれにしましても、就農者の確保に結びつくことが大切というふうに考えて、これから細部を決めていくことになるかと思えます。よろしくをお願いします。

○8 番 (柳生 仁) そうした中で、もう1回、上下伊那の農業高校に、中川村にこういった施設があって、中川村でも新規就農できるよっていうような呼びかけをしていってもらって、本当若い、学校を出た本当に若い方々が新規就農に結びつけられるような施策に持っていけるかどうか、そこまでは考えていないですか。お願いします。

○振興課長 上伊那農業高校、あるいは下伊那農業高校を卒業される方が中川で就農したい、そのためにこの施設も利用したいということは、これは、当然、可能であります。一応、募集の段階では、そんなほうへも声をかけることは可能になります。

以上です。

○8 番 (柳生 仁) 可能であると募集に行くとは違うんですけども、こういうのがありますよっていうことで、農業高校のほうへ募集にはいきませんか。

○振興課長 そこまで、ちょっと想定していなかったもんですから、今後、検討させていただきます。

○8 番 (柳生 仁) 折角、村長の公約ですもんね、こうやって前向きなものをつくるわ

けですので、思い切って視野を広げてですね、また、アンテナを高く伸ばして、ぜひとも新規就農者が多くなるように検討いただきたいわけでありますけども、この関連でもって開きますけども、このことは村長の公約で、農業問題に光を注ぐ大きな政策と見ておまして、私、すばらしいと思っております。村長の政策方針で、問題、1つありますけども、利用がいなくなったらっていうような表現をされました。初めから利用者が、ときとして減ってしまうかのような所信表明の言葉がありました。そんな中でですね、利用方法を、ときとして農業就農以外にも利用するっていうように聞き取れるような所信表明があったんですけども、徹底して、これを農業就農のための施設として利用していく構えがあるかどうか伺います。

○村 長 あるか、ないかと言わると、ないです。というのは、そのときにも説明をいたしましたけれども、卒業した、その新規就農の方々が食っていけるような農地をきちんと用意してあげないといけないので、それを中川村の中で、2年して何人出て、2年して出るっていうふうなことをずっと繰り返していても、じゃあ、その場所、卒業後のことを見られなくなると思うんですよ、中川村で新しい人が何人、ここが、また空いたから、ここについていうふうなことは、当然、そういうことも出てくると思いますけども、それだけじゃなくて、ある程度行くと、多分、いろいろな調整がつかないっていうふうな形になって、そして、せっかく卒業しても、どっかよそでやるとか、あるいは農業に就くのができないというふうな形になってしまうことがあるかもしれない、適地っていうふうなことは、そんなに多くはないと思うんです。だから、そういう意味で、しかるべき数の卒業生が出たときには、その場所については、新規で、また募集するっていうことは、恐らくできなくなるんじゃないかな、そういう可能性が高いだろうというふうなことで、その場合には、その場所を違う形でも使うことも考えないといけないのではないかというふうなことを想っているところです。だから、このプロジェクトを未来永劫続けていくっていうことは無理である。つまり、もっと言うと、中川村の農家が、それぞれが、自立——自立っていうか、持続可能な農家としてやっていけるように、うまくいったとすればですね、新たな農地を開墾しないと農地がないっていうふうなことにもなるようなところが一番理想的なわけですけども、そういうふうな、こう、新たに就農した人も、そこで持続可能な農業をするし、中川村の農家も持続可能な形になっていけば、新しく渡す場所はなくなるんじゃないのかなという、そういう意味です。

○8 番 (柳生 仁) この施設は非常に難しいわけであり、何人か成長して行って、入らないことは、当然、心配されるわけですけども、目的が新規就農者の宿泊施設っていうことで、これをやっていくわけですけども、先ほどの振興課の説明だと、100万円は設計費用と、どうも既存の住宅はいいのがないんで新築しようっていうような答弁でございましたが、新規就農者を徹底して育てようっていう村長の意欲がないって、ちょっと疑問に思うんですけど、振興課長、その意欲なくして、これを始めるんですか。お願いします。

○村 長 卒業した卒業生に農地を用意してやらなくてはいけないんですけども、卒業した人

たちも自立した農家としてずっとやっていくと、その人たちが農地を上手に管理をしてやってくれています。中川村の既存の農家も持続可能な農家として子や孫が受け継いで農地を上手にやってくれるようになりました。荒廃農地はなくなりました。じゃあ、新規就農の人が来ました。卒業しました。農地をあっせんすることができません。そんなふうなことはできないですよ。農地のあっせんというふうなことも視野に入れてやらなくてはいけないけども、じゃあ、このプロジェクトで、未来永劫、卒業生に、はい、あなたはこちら、はい、ことしはここ、ここっていうふうな形で、農地をあっせんし続けられるかっていうと、そういうことにはならないと思うので、あっせん、農業としてやっていくのにふさわしい農地が、もし用意できないってことになれば、募集するわけにはいかないですよ、その後の面倒を見られないのであれば、そういう意味です。つまり、人が、中川村に欲しい新旧就農者が足りてきて、十分入っていただいて、みんながそれぞれ元気にやっていただいて、中川村の本来の農家も、みんなが元気になっていった場合には、このプロジェクトは所期の目的を達したことになるという、そういうことを申し上げているわけです。

○8 番 (柳生 仁) もちろん、村長、今、荒廃地が大方納まってくればっていうこと、もちろんだと思います。所期の目的を十分達成すれば、それはいいかと思えますけども、私が言いたいことは、そう簡単に所期の目的が達成できるか、非常に疑問に思っているわけであります。そのために、上下伊那一带の中で、中川にも、こんなのあるよということから、ときとして中川村に定住しないかもしれないけれども、こういったものをきちんと有効に利用して、伊那谷一带をつくっていくような大きな心構えがほしいなあと思っておりますけども、どうも、村長、違うかなあと思っておりますけど、これ、目安は何年くらいを目途にしていますか。それとも、ちょっと計画がありましたら、10年くらいとか、そんなに30年、40年、言っているわけではありませんけども。

○村 長 これからの、我々も一生懸命、既存の農家も、いろんな形をつけたり、きのうのお話もありましたけど、いろんな努力をしながらやっていってほしいと思っているし、そういうことで帰ってくる若い人も多いし、就農する人もぼつぼつ出ているというようなことがございます。そういう中でございますので、今の時点で何年間でやめるとかいうことは言いにくいですけども、今、2年ずつの、2年間、2年間というふうな形でやっていて、少なくとも3回か4回ぐらいは続くんではないかなというふうに思いますが、それ以上は、状況を見て、ただ農地があっても、そこで、その農業で食っていけるような条件じゃないと、ちょっとね、人の人生をもてあそぶことになってしまいますので、その辺は、ある程度しっかりしたい条件の所が提供できるっていうことが必要かなと思います。荒れているから、ここ好きにやっていいよっていうふうな形でほっぽりだすというわけにもいかないかと思えますので、はい。

○8 番 (柳生 仁) なかなか、私は、この継続が難しいかなと思えますけども、ぜひ

とも、貴重な予算を盛っていくわけでありますので、継続されるような施策をよろしくお願ひしたいと思っております。

次に3問目の犯罪抑止と通学路の安全確保について質問してまいりますけども、子どもは、その家族にとりまして大切な宝であり、また、村や国、世界の宝であります。

子どもや交通弱者を守るのが地域と行政の大きな責任じゃないかと思っております。

これは、過日、東小学校の事例でありますけども、参観日に行ってきましたけど、校長講話で、体力は、おかげさまで県とか国を上回っているということで、大変うれしい高評をいただきました。また、子どもたちの明るい、それから勉強する意欲等々におきましても、大変向上しているということでもって、いいお話をいただきましたので、私は、こうした子どもたちが、あらゆる犯罪やら事故から守ることが大切だと思っております。

1つ目は西小学校前の交差点でありますけども、これは、前回も質問し、信号機、だめよと言われておりますけども、くどく質問いたします。

この交差点に事故が発生する前に信号機の設置をとということでございますけども、現在、啓蒙看板とか路面標示、出ておりますが、これで本当に子どもたちの安全が守れるか、ちょっと心配いたしております。

私が各地へ移動してみますと、歩行者が非常に少ないような感じのところでも押しボタン信号機ついておりますし、近くでは飯島の農道にもついております。あれは岩間のちょっと向こうですか、あそこ、本当に、歩行者、通らんだらうけどと思うところに信号機ついておりますけども、そういったようにしている場所があるわけでありまして、この交差点が完成して、私たち、非常に、大変ありがたいと思っておりますし、従来ですと速度を上げて走ることができなかつたわけでありまして、現在は、本当に一直線で、速度を上げて走ることができます。この地元の人たちは知っておりますので速度を落とすかもしれませんけども、これ、横前方面から来ますと、雨の日なんか、坂も急ですし、スリップなんかでもって、もしかしたらってようなことがあるかもしれません。こういったことでありますけども、ぜひとも信号機の設置を、県に要望いただいておりますけども、その状況を、いま一度お願いします。

○建設水道課長

西小学校前の県道北林飯島線、長い坂地籍への信号機の設置でございますが、昨年9月議会でも同様の質問をいただきまして、お答えをしておりますので、ダブるところがあるかと思いますが、ご容赦ください。

長い坂工区につきましては、平成22年度から工事が始められておりまして、当初計画では27年度までということですが、現在のところ、1年早まりまして、26年度中に完成が見込まれております。

発注者であります伊那建設事務所では、工事に当たりまして公安委員会との交差点協議を行っているということで、その結果につきましては、信号機を設置すると

ということにはなっておりませんで、注意喚起の看板の設置と路面標示で対応するという計画であるということでございます。

また、昨年12月末であります、西小学校のPTAからも通学路の安全確保に関する要望書というものが村のほうに出されました。これに対しましても、所管は総務課の交通防災係でありますけれども、その場所については、信号の設置につきましては、あくまで公安委員会の許可であるということで、引き続き警察署への要望をしていくという回答を聞いているところであります。

心配されることは重々わかりますけれども、村が設置する、しないという話ではございませんので、引き続き要望をしていくということでご理解をいただきたいと思っております。

○8 番 (柳生 仁) このことは、すぐできるとは思っておりませんが、繰り返し、繰り返し要望していただくとともに、また、現在の路面標示ですが、沖町交差点のところにあるカラー舗装で、ちょっとでこぼこを感じるものがあるんですけれども、あぁいったものを手前に設置してもらおうとか、無理なお金がかからん方法でもってでも、もう少し、あの路面表示を、こう、きちんとして、嫌でも速度を落とすような環境づくりをしてもらいたいわけでございます。そうしたことによって、1つの命でも、1つのけがでもないような、せつかく、あれだけのいい道路できて、もし子どもさんが、また、横断歩道の方がけがしたんでは、一体、何の道路工事だったかとなるわけでありますので、その点は要望したいわけでありますけれども、聞くところによると、村費でもって舗装していいっていうもんじゃないうことを聞きますので、県のほうへ、そういった点も要望してもらえるかどうか伺いたいことと、今、横断歩道が浮かび上がって見える舗装があるわけです。今、全国的にも始まっておりますけれども、その点をご存じかと思いますが、先日、TBS、朝のニュースでもって、今、全国的に始まっている横断歩道が浮かび上がって見える舗装、そうすることによって速度を落とす仕組みが始まっているようであります。後ほど出てきますけれども、そういったことも加味しながら、信号機はすぐできないとしながらも、そういった施設ができないかどうか、県に要望していただきたいんですが、いかがですか。

○建設水道課長 工事設計、施工につきましては県でございます。ただ、その今のご意見等につきましては、要望すること自体は、やぶさかではございません。

○8 番 (柳生 仁) ちょっとおくれましたが、(資料掲示) これは6時半ころ、これ、朝ズバッ！で、これ、小さい紙で見づらいですが、やっておりますですね、浮かび上がる歩道っていうことで、非常に効果があるそうです。この部分、小さいんで、よくわかりづらいんですが、本当に浮かび上がって見えて、安全対策には効果があると言っておりますので、ぜひとも県のほうへ要望していただきまして、できるだけ早いうちに設置できますようお願いしたいわけであります。

次に、通学路にグリーンベルトの設置をということでございますけれども、村内では、唯一、大草中央線、沖町の交差点から小学校のところまで設置されておしま

して、これ、見てみますと、多くの方々が、そのグリーンベルトを歩道がわりに利用いただいております、交通の便で非常に安全施策かなあと感じております。このことは以前に質問しておりますけれども、これを設置すると、これ、過疎債のソフト事業でやるって言ったかな、そんな答弁があったわけでございますけれども、10年間は歩道改良できないっていうような答弁があったわけでございますけれども、村内各所に、まだまだ歩道の設置が必要なところがありますけれども、それは事情の面でもって簡単に設置できないわけでありまして、このグリーンベルト設置、村内各所、以前にお願いしてありますけれども、調査をしますというような回答をいただいておりますけれども、調査をし、設置が必要な箇所があったかどうか伺います。

○建設水道課長

通学路へのグリーンベルトの設置につきましても、昨年9月議会でご質問いただき、お答えをしております。繰り返しになりますけれども、まず、グリーンベルト設置の目的でありますけれども、歩行者の安全確保のために、本来でありますと車道と歩道を分離することが一番望ましいわけでありまして、地形や、その他、やむを得ない事情でできない場合におきまして、村道の路側帯をカラー舗装をして歩行者専用というふうに視覚的にドライバーに訴えることによりまして車と歩行者の接触事故を減らすということを目的としております。

それで、9月議会でのお答えにつきましては、拡幅改良路線についてはグリーンベルトを設置せずに、拡幅改良路線ではない通学路等の歩行者が多い路線について関係部局と点検を定期的に行い、歩行者の安全確保を図る観点から検討、設置を行っていく計画ですというふうにお答えをしました。

それ以後、内部的には検討をしてみました。ですが、現在のところ具体的にここにグリーンベルトを設置しようというところは、今、特定されておられません。

いずれにしろ、今後も教育委員会やPTA、あるいは地域住民のご意見を聞きながら引き続き検討していくということになるかと思えます。

○8 番

(柳生 仁) グリーンベルトなんかは、結構、全国的にも進んでおりまして、(資料写真掲示) これ、ちょっと見にくいけど、交通量の多いところで、やはり、外側線と同じくらいの幅でもって線を引いてあるんですね。それで、やっぱり対応しているところが、これは県外ですけども、ちょうどバスに乗ったらあったので、慌てて写真撮ってきたんですけども、こういったように、やっぱり、全国的にも歩行者の対応っていうのを真剣に考えております。そして、歩道ができないところについては、特に真剣に捉えているわけでありまして、(資料写真掲示) これは喬木村さんの事例ですが、縁石が浮かび上がって見えるようにライン引いてあります。見てわかると思えますけど、これは、こういった対応をしながら、歩道をつくれなところには勘考しておりますけれども、議員の皆様方にも見ていただきますけれども、こういったような、縁石が浮かび上がって見えるようになっております。こういったことによって、いかに歩行者を真剣に守るかっていう本気度が見えてくるわけですけども、ぜひとも、建設課長、9月のときに調査をしますよって言われたんで、調査をしてください。そして、やっぱり、必要な箇所あると思うんですよ、

村内に、そして、やっぱり必要であるならばやってもらいたいし、南陽のほうへ上がっていく道ですね、あそこ歩道がないわけです。あの場所は言わないほうが良いと思ったけど、言いますけども、そして、やっぱり、お母さん方が、ダンプカーが通ると、非常に路側帯の幅でもっておっかないということを言われておりますけども、こういった縁石のように見えるようなラインを引くことによって通行車両が速度を下げると、こんなふうに思いますので、ぜひとも調査をして、住民の、また子どもさんの安全確保に努めてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に青パトの活動状況でございますが、子どもの通学時の安全、犯罪抑止の啓蒙活動ということで青パトの巡回を増やせないかということでございますけども、このことも何回も聞いておりますが、最近のニュース見ますと、とんでもないところに犯罪が潜んでいるなあと、こんなふう心配されます。今、社会が本当に、いつもにこにこしていた人が何であんな犯罪をってというようなニュース聞きますけども、そうした事件が起きにくい環境づくりが大切かと思っております。

地域でも、日々、子どもの見守り隊の方々がおって活動いただいているわけでありまして、また、防犯女性部の方々も青パト回ってくれたり、駐在さんが日々パトロールしてくれたりしているわけでありまして、役場のほうでも、もしかして定期的に、こう、誰かが交代でもって、青パトでもって巡回できるような仕組みができないかどうかでございますけども、大変忙しいわけでありまして、そのところを交代し合ってパトロールができないかどうかお伺いします。

○総務課長

青パトの運行状況でございますが、今、お話にありましたとおり、防犯女性部の皆さんが毎月1回、それから役場の交通防災係、これは主に交通安全運動の期間中に、これに特に合わせてでございますが、運行をしてございます。それと教育委員会、教育委員会の職員が、随時、行っておりますが、特に新学期であります。に運行したということでありまして、今のところの3月の現在までの実績でありますけれども、延べで33台、69人が青パトで巡回を行っております。それで、実は、このものについては、機会があれば、職員が村内へ出たときに青パト運行、2人乗車ということが原則でありますけれども、使いますので、何かあったときに非常に有効だということがありまして、役場の職員、ほぼ全員、2人を除いてであります。研修を受け、また、小中学校の先生方の何人かは、研修を受けた中で自主防犯パトロールができる資格といたしますか、講習を受けているということでもあります。

青パトの運行をできる、その絶対数というか、そういったものは確保できておりますし、また、車種も増やそうと思えば増やせますけれども、車種といたしますか、青パトの上に乗せるあれであります。パトライトでありますけれども、それと登録が要りますが、あとは、運行しやすい計画をつくること、それと、それにのっとって計画的にできるかどうか、意識的にやらないとだめでありまして、これは、私も、昔、計画的にやりたいということでお答えをしたことがあるわけでありまして、なかなか村内に出たとき、村外に出ているところでは、ちょっとできませんので、非常に、これが、複数、村内に出るといことが、意識的にやらないとできません

し、2人が出るということになりますと、1つの課からで運行しようと思うと、その業務が滞るような、今、職員体制になっておりますので、これは、いつごろ、この課とこの課でやりましようとかいうようなことが、計画としてですね、運行がきちんと、計画をつくってやるということになれば、できないことではないかと思いますが、いずれにしても、その職員は、ほとんど資格は持っておりますので、あとは、やるかどうかについて、もう少しじっくり考えていく必要がある、ただし、交通防災係については、これを行うことが一番しやすい職務にありますので、これらの者が事あるごとに——事あるというか、できるだけ何かの機会に運行するということはできることかなあというふうに思っております。

○8 番 (柳生 仁) できるだけ運行回数を増やして、犯罪を犯しにくい、起こしにくい環境づくりが大切かと思っておりますけども、昨年だったか、ちょっと一昨年だったか忘れちゃったけど、ミカン売りの方が東北の福島からって言ってミカンを持ってきました。これも変なもので、福島にミカンがあったか、よくわかりませんが、ちょうど、自分、そのときに忙しくて買えなかったもんで、出かけるんでだめだっで断って出かけたわけです。その方々はペアを組んでおって、路面に何かしら暗号を書いていきます。そして、いないうちへすぐ飛んでいきます。ちょうど都合があつて、すぐ折り返してきたら、次のミカン売りが来て、「何だ、お前は？」っていうような顔をして、「俺、要らんで帰れ。」って言ったら、ちょっと怒って帰っていきましたけども、そういったように、外から来る、ちょっと困った方、そのとき確か総務課長のほうに電話しておきましたけども、こういったのがおるで、ちょっと野外放送を流せんかなあって電話したような気がしたけど、これは結果ですけども、そういったことも考えますと、やはり地域をパトロールするっていうのは本当に重要かなあと思ってまいりました。舗装道路にマークを書いて、よく読み取れませんが、そして、2人でペアで飛び回っている、1人の方は、とても紳士的で、「ああ、そうですか。」って去っていったもんで、さぞかしと思ったら違うのが来たというような、それで、非常に不安定な状況があったかと思っておりますので、ぜひとも青パトをまめに回れるような環境づくりをしてもらいたいなあと思っておりますが、もう1つは、村が難しければ、ボランティアを募集して巡回できるような仕組みができないかどうかを伺いたいわけですが、いかがですか。

○総務課長 ボランティアでやってくだされば非常にありがたい話ですので、募集することは、してもよろしいかと思っておりますが、果たして、そういう、村内といいますか、方々がいらっしゃるかどうか、また、車は公用車、または交通安全協会の警察、駒ヶ根警察署のほうから車をお借りすることになりますので、こういった車を、そういう皆さんに、運行するに当たっては十分な講習がいるということになりますから、じゃあ、そういう点で、そのボランティアさんをお願いするのがいいのかどうかということも含めて考えにやいかんというふうに思っております。

○8 番 (柳生 仁) ボランティアは難しいっていうことでありますけども、ぜひとも多く巡回できる環境づくりをお願いします。

次に、防犯灯のLED化がされたと思いますけども、全村的に取りかえていただきまして、本当に明るくなったわけでありまして。確か地域に光を注ぐ交付金とか言っていたかと思いますが、その後、比較的、球切れというか故障が村内で各所にあったかと思いますが、この原因はどのように追及されているかお伺いします。

○総務課長

防犯灯につきましては平成23年度に設置をいたしましたわけでございます。従来の蛍光灯の方式からLEDの防犯灯に変えたということでありまして、設置後、切れた防犯灯の報告があります。設置業者、製造メーカーに依頼をしまして、原因の確認を行いました。昨年中に全灯調査はいたしました。その結果でありますけれども、私どもも知らなかったわけですが、原因は大きく2つありまして、1つは、何らかの振動や揺れにより、これがあるような製品では困るわけでありまして、ちりをよけたり、防水機能、密閉式になっているわけでありまして、防水機能が低下して中へ、内部へ水が入ってショートして切れてしまったということがあると、もう1つ、これが、原因がつかないか、私たち、こういう特質があるのかなってことは、ちょっとわからなかったわけですが、昨年、多く発生した落雷なんですけど、その近くの防犯灯であります。これが、防犯灯の電気系統がショートしてしまったということでありまして。特に、中学校の坂を上ってくる153号から中学校まで上る沖田牧ヶ原線、通称、明神坂というふうに言っておりますけど、ここのあたりが相次いで切れる、あるいは薄ぼんやりと光っているという、何か、こう、幽霊が出るような感じになってしまったんですけど、こういう状況もありました。この、今、申し上げた原因が大きな2つの原因です。

LEDにつきましては、維持経費の安さと相まって二酸化炭素の削減という点ではいいわけでありまして、衝撃や湿気、外部からの電気侵入、漏電、感電ですか、ということには弱いという弱点も、やっとならぬと承知したわけでありまして、切れた防犯灯につきましては、業者に原因確認をさせ、その保証期間内のもは無償で、今のところ交換をさせていただいております。ただ、そういう特質があるということがわかりましたので、これは、私ども中川村だけではないということで、今回、もう1つつけ加えさせていただきますと、何ていいますか、街路灯組合から、今現在、移管をさせていただいて、村の防犯灯のほうに移管をさせていただいて、工事をやり直しております。その水銀灯っていいですか、あれ、非常に明るいわけですけど、ちょっと、かなり照度は落ちてしましますが、LEDのものに変えておりまして、これについては、何ていいますか、今までのものとちょっと違うタイプのもの、少し高いんですけど、それを使っておりますので、全く、その落雷やなんか大丈夫か、あるいは防水機能が大丈夫かということは何とも言えませんが、近くの飯田市でございますけど、のメーカーが、当然、村の、外周はですね、村の工場で作った物でして、この点は、十分、大丈夫ですというふうなお墨つきもいただいておりますので、つけた後、減れば、これは期待どおりだったかなあというふうに思っているところです。

○8

番

(柳生 仁) せっかくLED化されたのが、あちこち球切れって聞くので、ちょっ

と残念だと思いますけども、原因を調査されて、メーカーに責任取らせているっていうんで、しっかり、よろしくお願いします。まだ、1年、2年で切れたんでは困るんで、少し長引いてもメーカー責任っていうものをとってもらえるように配慮をお願いします。

最後になりますけども、防災無線を利用して子どもたちの下校時に放送を流せないかっていうことでお願いするわけではありますが、このことも以前にお願いしておりますけども、当時、子どもの帰ることを放送すると、不審者に情報を知らせるようなものだというような回答があったことがあります。

これは瑞浪市が取り組んでいるものでございますけども、先日も確認したところ、瑞浪市では、山間部に至るまで、同時放送で、市全部に聞こえるように子どもが帰るで、ちゃんと守ってくれよと放送しているようであります。

中川村でも、昨年4月に試験的に1週間だか10日だか流してくれました。非常に私はよかったと思っておりますが、教育長、その感想と、また、今後どうするか、ちょっとお伺いします。

○教育長

ご指摘のように、昨年、登下校の防災無線放送については、4月、新学年の始まりの春の交通安全運動期間に合わせて行いました。朝は7時10分、下校時刻は学校によって少し時間が違いますけれども、一応、4時10分、水曜日は下校が早いので3時10分に放送いたしました。下校の内容は、「児童、生徒が下校する時間になりました。子どもたちが安全に家に帰ることができるよう地域の皆さんも見守ってください。」という内容で、地域の皆さんにお願いをするという形でありました。

新年度も総務課の交通防災係と相談して4月の春の交通安全運動期間に行いたい、そういうふうに思っております。

防災無線でありますので、いつも恒常的に流すというわけにはいかないわけですが、その後は、秋の交通安全運動期間とか、また時期や期間を総務課と相談しながら取り組んでいきたいというふうに思います。

○8番

(柳生 仁) 瑞浪市の事例でありますけども、これによって犯罪は増えたということはない気がすると言っておたれましたので、ぜひとも取り組んでいただいて、村民全体でもって防犯意識を高めるような対策をお願いしたいわけであります。

ちょっと、さっき質問しそこなっちゃったけど、西小学校前の道路であります。あのずっと下のほう、まだ、子どもたちが横断するに、まだ仮の横断道路で横断しております。長い坂、下のほうですけども、実は、これ(資料写真掲示)、徐行って看板があって、ここに伊那建設事務所の看板でございますが、ここにぺろぺろってテープの跡があるんですけど、これが仮の横断歩道になっております。この看板の手前に児童横断って書いてあるんですけど、それを一部、撮ってこなくて、近くてわかりませんが、ぜひとも、子どもたちが、これから新学期、学校へ上がっていくわけではありますが、そういった細かいところ、調査しながら、子どもたちが事故に遭わないように、安全に、また、通行車両が、歩道があることがわかるような、そういった路面明示もしてもらいたいと思いますので、このことをお願いいた

しまして、私の質問を終わります。

○議 長

これで柳生仁議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開を午後2時45分とします。

[午後2時37分 休憩]

[午後2時45分 再開]

○議 長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

東日本大震災が発生した2011年3月11日から、本日、3周年を迎えます。東日本大震災3周年追悼式に当たり黙禱をささげたいと思います。

その場でお立ちいただき、1分間の黙禱をお願いいたします。(一同起立)

黙禱。

[一同黙禱]

○議 長

お直りください。(一同着席)

ありがとうございました。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番 大原孝芳議員。

○6 番

(大原 孝芳) では、私は、2問、質問したいと思います。

まず、最初に、今回、上程されました中川村美しい村条例がございます。その、まだ、これから採決が行われるわけでございますが、もし、制定された後に、どのような展開が行われるかということについて質問したいと思います。

まず、その詳細の質問としまして、住民の条例への理解度が重要だと思うが、それを向上させる方策はあるかという質問をさせていただきます。

この条例ができる過程の中で、まず、私たち議会の全協でも説明がございました。

また、今回、上程される前には、住民に向けて説明会が行われております。

そういった内容についても、また、私たち全協にも説明がございました。聞いてみますと、村民の皆さんも本当に大勢の方が見えたかということ、そうではなかったようにお聞きしています。また、担当課では、来られなかった方に対して、業者さんであるとか、そういった方に説明を行っているようにお聞きしています。

私は、こうした条例ができるということに対しては、ずっと、議員の、ほかの議員についても、いろんなどころでこの必要性を唱えていましたが、できることについては非常によいことだというふうに考えています。

しかし、こうした条例が制定後には、どういうふうにとどっていくかということが非常に懸念されるわけでございます。それは、今の住民の皆さんにとって、この法律というものがどれほど理解されているかという、そういったことが大きな影響があるかと思います。よって、つくる当初、あるいは現在に至って、担当課については、1回しか説明を行っていないわけでございますが、住民にこの法律を周知徹底していただくために、制定後において何か特別な、その条例に対する取り組みに対しての、そういった方策っていうんですかね、何かそんなようなものが、お考えがありましたら、まず、お聞きしたいと思います。

○総務課長 提案申し上げております中川村美しい村づくり条例でございますが、この条例については、4月1日施行の予定でございます。

特に条例の具体的な手続に関する事項、これは、住民の皆さんもさることながら、関係する事業者等と言い方になるわけでありましたが、関係する皆様についても周知期間を十分置いた上でないと、これができない、施行が難しいということもありますし、それまでに、きのうのお話でもありましたとおり、審議会の中で、どういうことを具体的に順を持ちながらいくのかという、こういったことも議論していく必要がございますので、7月1日から適用ということとしているところであります。

その住民の皆さん、まず住民の皆さんですけれども、条例の趣旨をご理解をいただいた上で、適正に行為の届け出を行っていただくということが第一になります。このために広報ですとか村のホームページで条例の制定について村民の皆さんに周知をするということとあわせて、条例の、もう一遍ですけど、概要ですとか具体的な事務手続等を解説をしましたパンフレットのようなものですね、こういったものをつくって、村民の皆さんや事業者等に、関係する事業者の皆さんに配布をし、理解と協力をお願いをするというふうなことでいくつもりでございます。

また、必要に応じて、これは実際に届け出をしていただくことになる関係する事業者等っていうかの皆さんっていうことになりますが、昨日もお話したとおり、建築士会ですとか電気通信会社、商工会員の関係する事業者の皆さん、特に、今、考えられるのが建設業ですとか製造業、自動車修理業等の皆さんへの説明会を、これについては早期に開いていくということで、お互いに——お互いといいますか、村民だけではなくて、事業者等の皆さんにも、こういう条例ができたということの趣旨を、まず理解いただく、そんなふうなつもりでございます。

○6 番 (大原 孝芳) 今の答弁で、事業所さんにもいろいろの説明し、また、一般住民に向けては広報等で詳細、あるいはガイドライン的なものをお示しすると、そのような答弁でございます。それも非常に大事だと思いますし、やっぱり、その、何ていうんですか、初めての条例でもありますし、それで、理解をされないと、なかなかですね、守っていただけないという、それで、例えば、特に新築に対しては、いろんな法律をクリアしなきゃいけないもんですから、1つのプロセスを踏むときに、当然、出てくるんですが、例えば、きのうの全協でも、私、話しましたが、今の既存——既存っていうんですかね、現在、そういったガイドラインからも外れているようなものに対して、どういうふうにそれを手当てしていくかっていうようなところについては、相当、住民の皆さん、所有者の皆さんのご理解がいただけないと、なかなか、この条例の目的を達成できないというような、きのうも、話もさせていただきましたが、それで、私がこの質問をさせていただくについては、まず住民、事業者さんには、そういったことは理解できる、一般住民の皆さんが、例えば自分たちの各地区がございますよね、そういう中で、例えば、まず自分たちの地区に限定して、あそこは見苦しいよとか、何とかあそこの草を、例えば、審議会ができて、いろんなどころから言われる前にですね、地区の皆さんから、自分たちの地区を、

まずね、例えばそれぞれの地区の総代さんを中心にしてでもですね、そういう人たちから何か自主的に、まず、自分たちの地区を美しくしようと、例えば誰その所にブルーシートが何か舞っていたよとか、何かぼろぼろになったシートがあるとか、草を刈ってないよとかですね、何かそういう、私は、そういうところに、まず期待をしたいと、事業者さんとは別の発想なんですけど、規制するのとは別なんですけど、そういうところの、その、よく、さっきの雪かきじゃないんですが、地域力みたいなところに期待すると、これは非常にいい、この条例がですね、いいところに、こう、達成度が上がるんじゃないかと私は考えるんですが、例えば総代会でもこんな話を、この条例については理解を示しているとは思いますが、そういったものに対するですね、啓蒙っていうんですかね、例えば地域へ出かけて行ってですね、総代会でも結構なんですけど、まず、そういう一般の皆さんに、こういったものを、地域をよくするっていうことがね、きれいにするっていうことはこういうことだというような、そういうような啓蒙の仕方っていうのは、その広報で、例えば乗せたよりも、もう一歩進んだですね、何か仕方っていうのはないのかなあと思ったりするんですが、いかがでしょうか。何か、もうちょい、もう一歩進んだ、この条例を活用していただくための方策っていうのが何か思い浮かびませんかね。

○総務課長 住民の皆さんに、やっぱり、こう、徹底——徹底っていうか、こんな条例ができました、まずは自分、皆さんの周りから見直してくださいというふうなことを申し上げていくには、今、議員みずからおっしゃったように、議員みずからもそうでいらっしゃるように、総代会ですとか、そういった地区のリーダーの皆さんのところに、まず話をですね、理解をしていただくようにしていくのが、まず第一だと思いますので、場合によっては、これは強制にはならない、難しいかと思いますが、総代会ですとか、そういった集まりもごございますので、7月1日前にそれができるといことになれば、一番、機会が、その機会ができれば一番いいんですけど、ことある機会を捉えながら、自分たちの住む地域を、やっぱり、こう、きれいにしていこうということをご協力いただくように、条例の制定ともあわせてお願いするというのが、今、考えられる一番いい手段かなあというふうに思っております。

○6 番 (大原 孝芳) ですから、今回、議会を通過すれば、すぐ、実際的には7月ですかね、今、ですが、やっぱりニュースにもなりますでしょうし、新聞にも取り上げていただけるでしょうし、非常に、村にとってはですね、大きな条例だと思います。第一歩だと思います。美しい村に加盟しているということもそうなんですけど、ようやく、こういったことが、住民にとって非常に具体的に何をするかっていうことが1つ定義づけられたってことであって、その一歩でありますので、最初が肝心でありますので、ぜひ、今、課長が言われたような、そういったことを、総代を通じてでもですね、やっぱり意識を持っていただくことが大事だと思いますので、ぜひ、そのように進めていただきたいと思います。

そして、次に、条文の中で、ちょっと具体的な話で恐縮なんですけど、助言または

指導というような大項目がございまして、村長の権限、つまり、この条例を守るために村長に権限を与えています。そういう中で、例えば、1つの事例としまして、これから新しく新築あるいは増築するものに対しての数値規制についてはチェックされるんですが、既存のものについての規制が非常に難しいのではないかっていうことが、私は考えます。例えば、過去にもいろんな話が、皆さんもご存じでしょうが、例えば既存の廃屋っていうんですかね、地主が今ここに住んでなくて、建物が残っちゃっていると、そして、それがだんだん劣化してきて、非常に、近隣に、近所の皆さんについては迷惑施設であるっていったような、もし事例があった場合にですね、例えば、それを、今の法律では、当然、その持ち主がですね、自分で壊すのが当たり前なんでしょうが、それをいつ壊すかっていう話になりまして、そうすると、例えば、経済的に余裕のある方でしたら、お願いして頼めばですね、例えば今回の法律に抵触して審議会から上がってきて、それで何とかしていただきたいといったときに、では、その地主さんがですね、持主さんが経済的理由でできないとかですね、それじゃあ、それがずっと残ってしまうと、じゃあ、この法律は何だっというような話が出てくる可能性もございます。つまり、これは、罰則規定っていうか強制力がないわけがございますよね、ですので、そうしたときに、じゃあ、この法律、次、私たちも説明を聞いていまして、次のステップのね、例えば景観の景観法があるというようにお話もあるんですが、ほかの地域においては、例えば、今のそういう建物に対しての、そのものに対しては、特別な、また法律をつくってですね、きちんと、例えば不在者地主がいたときにはどうしようとかですね、そういった法律をつくるような計画もございますが、当面、この法律を施行していく中で、例えば、そういうものが可能性がある場合にですね、何か、そうした場合にはどうするかっていうような、そういう、審議会でも、きのうも言って、マニュアルをつくるっていうことは言っているんですが、そんなようなことも想定させているかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○総務課長

まず、審議会で廃屋というか、使われなくなった、見苦しいといいますか、危険なといいますか、こういった家屋について撤去を、村長のほうから審議会に諮った上で撤去してほしいということを勧告をいたします。勧告をいたしたところで、不在であるか村に住んでいらっしゃるかは別として、本人が拒否をする場合も当然あるでしょう。それは経済的な理由からもありますので、これについては、本人が壊すということを前提で、本人の、所有者はそのおうちの持ち主ですから、その壊すことについて助成をするということで条例の中では規定をしておりますが、本人がそれができないということになった場合には、今のこの条例では、当然、かわって壊すようなことはできませんし、また、審議会も、将来、この審議会は、じゃあ、それにかわってどういうふうにすべきかということを考える場ではございませんで、まず、それをご理解をいただきたいと思います。きのうもお話が出ましたけれども、こういう場合には、各自治体で非常に問題になっておりまして、もう300近い自治体が、それぞれ廃屋、危ない廃屋といいますか、こういった建物をそのまま

放置しておけないので、これを撤去するような、いわゆる、場合によっては強制的に代執行として撤去できるんだよというところまで含めて制定をしている自治体もあるようではありますが、これは、もう、所有権を犯すといいますか、こういう場合もありますので、これは、もう、よっぽど強い状態になろうかと思えます。ここまで踏み込むかどうかという事は次の段階でありますので、今の中では、ちょっと想像ができないということですけど、ただ、協力して、何とか支援っていうか、助成があれば何とかしたいと思っていられん、そういう持ち主の方に対しては、多少そこら辺のところでは支援をすることによってきれいになる、あるいは危ない所がなくなる、景観も保全されるという、そこら辺りを狙っているものでございますので、今の段階では、ちょっとそこまでしか言えないというふうにご理解いただければと思います。

○6 番 (大原 孝芳) 今の話もですね、例えば、去年の中部伊那の議会のときにですね、大鹿村からの提案で、あれは国に陳情しようって言ったんですかね、それに対して補助金を出してもらおうっていうような提言がありました。何ていうんですかね、やっぱり中川村にも、多分、該当するものがあるんじゃないかなあとと思えますが、まず、そこに大きくぶつかるんじゃないかなあとと思えます。したがって、例えば、そこら辺もですね、今度、これが施行される時にはですね、ぜひ、広報にですね、そういったこともわかりやすく書いていただくとですね、例えば、非常にいいと思うんですよね。ですから、何ていうんですかね、やっぱり法律に、やっぱり、こう、条文をですね、かみ砕いてやってあげることが、住民に、より理解されると、そういうふうには思えますので、今言った、そういった例とかですね、自分たちも、当然、そういうことに、誰しもなる可能性だってあるわけですので、そういったときにね、どうすることが地域に対して大事なことかっていうこともですね、今言った廃屋の例なんかは、一番、これから、今言われる、課長、言われるように大きな社会問題となっていくようなことも考えられますので、そこら辺も、ちょっとかみ砕いて村民に説明していただきたいと思えます。

次に、景観審議会を設けるというふうに書いてございます。とかく、こういった審議会というものは、どっちかっていうと、その中には議員も入るとか、あるいは見識者、そして村長が認める者とかって書いてあります。そういった言葉で、ちょっと失礼なんですけど、どっちかっていうと充て職っぽいような方が、いつもなる傾向にあります。私は、この法律っていうのは、やっぱり、ある程度、高い見識がないとですね、例えば、きのうも話しましたが、景観の定義とかですね、美しい、汚いとかいう、その感覚的なものだけど、やっぱり、ある程度のね、やっぱり、そういったことを学習した方が、やっぱり私は適任だと思います。また、村長が認める者という中にですね、例えば公募とかですね、そういったことも、ちょっと入れているかどうか、ちょっとそこら辺をお聞きしたいと思えます。

○総務課長 人選に当たっての考え方でございますけれども、第15条の中では、景観審議会は8人以内で組織するというふうにしてあります。人数が多ければいろんな方の意見

が出ていいということも言えますけれども、なかなかまとまらないということもあろうかと思いますが、ここら辺が適当かなというふうに思っているところであります。

委員構成につきましては、今、お話が出ましたとおり、村議会の議員の皆さんの中から、それから関係行政機関の職員、識見を有する者、こういうふうになっておりまして、考えておりますのは、中川村商工会、農業関係者、建設業協会、建築士会、総代会等、景観育成に関する各方面の組織団体から選任をしたいというふうに考えております。

また、今後、その他村長が必要と認める者というふうに1項があるわけですが、その中から考えておりますのは、村民からの公募や大学の先生、これは景観に非常に詳しい、景観というか、景観は育成するものという考え方をお持ちの先生がおらっしゃるわけですけど、こういう、その景観育成に詳しいという意味での専門家に加わっていただくということもよいのではないかとというふうに考えているところです。

参考に、ちょっと余分なことになろうかと思いますが、申し上げますと、大鹿村ではですね、村議会から2人の委員さん、それから自治会長、商工会長、農業委員会、教育委員長、観光協会、建設業協会、環境委員長ということで9人の委員の構成になっているようです。駒ヶ根市は10人でありまして、信州大学の教授、建築士会から1人、商工会議所から1人、建設業協会から1人、観光協会から1人、それから塗装組合っていいですかからお1人、地方事務所の建築課から1人、これは建築課長さんだと思いますが、それから景観計画策定委員会、策定委員の方が1人、景観協定の地区代表が1人で公募がお1人ということで10人の構成になっているようであります。ここら辺のところを一つの目安にして、今、一番のお尋ね、お聞きいただいた村長が必要と認める者の中で、やはり村民公募ですとか大学の先生、ここら辺を、やっぱり加えていく必要があるかなあというふうに私の中では思っているところであります。

以上です。

○6 番 (大原 孝芳) 今お答えいただいた方向でいいと思います。

ただ、今言ったように、公募っていうのはですね、例えば、この法律をですね、条例を、やっぱり、何ていうんですかね、大事にするにはですね、やっぱり一般住民の皆さんから、公募してもですね、集まらないかもしれませんよ、しかし、やっぱり住民にね、説いていくと、それは、我々みたいな、たまたま、そういう役をしょっているとか、そうじゃなくてですね、非常に、私は、公募っていうのはすごい大事なことで、やっぱり、そういう人たちの気持ちをですね、大事にしてあげるといって、そういうところに参加するっていう意欲をですね、ぜひ、そそらないようにしていただきたいと、それから、今言ったように、そうですね、大学の先生たちは、全く、こう、余り利害関係なく物を言いますから、そういうのもね、例えば、業界団体とかいうのはね、やっぱり自分の、やっぱりね、権利を持っていますからね、やっぱ

り、どうしても言えることが言えなくなってしまうっていうかですね、そういう場面だってあるかと思います。ですので、やっぱり公平な立場で物の言えるといったら、そういった学者の先生なんかも非常にいいのではないかと、そんなふうに考えますので、そこら辺を考慮して人選に当たっていただきたいと思います。

それと、ちょっと、今、このところに書いてないんですが、きのうの全協の中では、いろいろお話で、景観審議会っていうのは、聞いていて、非常に、これから、例えば7月に施行を開始するにしても、決めることがすごいあるなって課長のお話からも聞き取れました。したがって、この準備期間ですね、例えば3ヶ月ぐらいですね、ある程度、そのたたき台を相当つくっておいてあげないとですね、その景観審議会を開いてから、その中の委員からね、募って行ってではね、非常に間に合わないのではないかっていうようなことが感じ取れたんですが、もし、通告してありませんので、お答えはできればですが、そんなようなおつもりでいますかね。例えば、ある程度、よその事例なんかも参考にして、その審議会のですね、これから、何ていうか、ガイドラインづくりをするとは言われていたんですが、その意見を聞きながらやっていくっていうことはね、じゃないと相当、たたき台をつくって提示してあげるくらいのことやってやらないとできないんじゃないかなあっていうふうに、きのう感じたんですが、そこら辺はいかがでしょうか。答えられればお願いします。

○総務課長 おっしゃるとおりで、きのう提案をさせていただいて、私どもも改めて、この審議会の中で、じゃあ、1つ、よりどころとなる、判断の材料となるあたりをどのようにつくっていくかということ、これにつきまして、大変なことだなあというふうに思ったわけですけど、これについては、1つ、議論の中でつくっていく、蓄積していくということもあろうかと思います。ですから、7月1日前にですね、すぐっていうわけにもなかなかいかないだろうと思います。と思いますが、できるだけ早い時期に、このものを方向づけをする必要があると、それには、幾つか、大鹿ですとか、ほかに似たようなことをやっておりますのが、木曽町にも審議会がございますので、そこでのものを参考にするという手もあります。

それと、もう1つ、駒ヶ根市、これは景観行政団体でございまして、こちらのほうは、もう少し厳しいものを持っているわけでありましてけれども、そこら辺のところの、どんなことをしているのかということも、ちょっと参考にさせていただきながら、できるだけ早い時期に、ただし、議論をしながら方向をつくらざるを得ないというようなこともありますので、今、考えておりますのは、そんな方向を思っているところであります。

○6 番 (大原 孝芳) では、そういった答弁をいただきましたので、そのような方向で、ぜひ、考えて進めていただきたいと思います。

では、次の質問にまいります。

憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認について質問したいと思います。まず、順番でお願いしたおと思います。

安倍政権になって以降、非常に速い速度でいろんな法案が出されたり、ある程度、検討されています。

特に国の安全保障に対する動きというものは、さきの特定秘密法案であったり靖国の参拝であったり、いろんな物議を醸し出しています。また、アメリカにとっても、アメリカもしかり、当然、中国、韓国については大きな反響がございます。そうした一連の安倍政権の行動っていうんですかね、そういったものを見ていて、私たちも中川村に住みながら、何か、やっぱり今までの政府と違うなあと、そんな違和感を覚えるわけです。

先日も、あるお母さんと車で同乗してお話したときに、何か以前と——以前、民主党政権とは違いますが、以前の自民党と、また違うよねっていうような、そんな意見もございまして、特に安全保障については、私たちも、本当に、集団的自衛権っていうのも、こんなに深くは知らなかったわけですが、今回の一連の報道なんかで、非常に戦争と近いと、そんなような認識を持っていますので、ぜひ、村長と意見交換しながら村民の皆さんにも、集団的自衛権っていうのはどういうふうに、我々、こんな遠く都会から離れていても、どんなふうにかかわってってしまうのかっていうところが、もし、村長からお聞きできればいいなと思ひまして、まず1番についてお話を聞きしたいと思います。

○村長　まず、集団的自衛権ということについては、基本的な背景は、恐らくはアメリカの財政が足りなくなってきたっていうことがあるんじゃないのかなというふうに思います。デフォルトというか、国自体がね、デフォルトになるっていうのを、こう、先延ばし先延ばしにしながら何とかつないでいるっていうふうな状態ですし、それから、陸軍の予算っていうのも、もう、非常にカットするっていうふうなことが、アメリカの中では、お金がないということが言われています。

それから、オフショア・バランシング戦略っていうのがあるんですけども、今まで、イラクとかアフガニスタンとか、米軍自体が出かけて行って、泥沼の中に、ベトナム戦争もそうでしたけども、出てこれなくなってしまうと、非常に、こう、兵隊さんたちも苦しんだというふうなことがあるので、米軍自体は出ていかずに、その地域同士で仲たがいをさせておくということで、そこが、こう、仲よくなって、こう、みんなで力を合わせてっていうふうなことが起こらないよう外交戦略をしていくっていうふうなことが言われています。だから、そういうふうな意味で、アメリカ自体が余りお金を使わずに、どういうふうに影響力を維持するかっていうことをやっているかと思ひます。

その中で、アメリカにかわって、日本国民の税金でアメリカからイージス艦とかを買って、日本国民の税金で自衛官の人たちにお給料を出して、それでアメリカの都合のいいように使えるようにするというのが集団的自衛権だろうというふうに思っています。というのは、すべての情報、ここに誰が、どこにどんな船がいるとか、どこにあれがいるとか、ここでこんな会話がされているとか、盗聴事件も大分話題になりましたけど、アメリカが米国の中ですべての情報を吸い上げて、日本の

イージス艦は収集した情報も全部アメリカのほうにあげて、トータルに判断するのは米軍が判断するわけですから、そこで集団的自衛権で一緒に動くんだ、助けるんだと言っている、結局はアメリカの指揮系統の中で手足として働くしかないというふうなことです。だから、傭兵だったら、お給料とか武器とかはね、もらうわけですが、武器も給料も担いでいって、そのアメリカのために戦わされるはめになるっていうのが集団的自衛権の仕組みだというふうに思います。だから、非常に、ある意味、日本の富で海外の国に尽くすということだから、まさしく売国的なことだというふうに思います。そういうふうに言うと、その日本の右翼的な方々は、非常に従米的、アメリカに従って右翼だというふうな、非常に、こう、論理的に矛盾したあり方をしてきたわけなんですけども、その極致かなというふうなことにも思うわけではありますが、ただ、最近、安倍政権が、ちょっと、政権に近い方々が、かなり露骨な形でアメリカの、こう、かっとならせるようなことを、無神経とかね、余り警戒せずに言ったりしている、必ずしも今まで思ってきたほど従米一色でもないのかなというふうなことを思っています。そうすると、ひょっとすると、やっぱり単純に軍事力を強化したいというふうな、そういう思いがあって、それで、米国のサイドの、その自分たちでやらずに、ほかのやつ、ほかの国も巻き込んで影響力を維持したいという米国の弱みにうまくつけ込んで軍事力を強化しようというのが考え方なのかなあというふうなことを思います。

それから、憲法解釈についても、だから、そういう危険性があるので、誰、どなたかだったか、時代の変化に合わせて憲法を修正するのは当然だというふうなことをおっしゃった方がいらっしゃいました。副総裁だったか、誰だったか忘れちゃったけども、しかし、そういう、どういうふうに、時代の変化に合わせてどう変えたほうがいいのかという判断をするときには、何らかの判断基準がないとできないわけですね、そういう一番最高の判断基準を憲法で定めているわけですから、それは、自分たち、そのとき、そのときの政治家が憲法を好きなように時代に合わせて変えていいということになったら、憲法そのものの存在意義、定義そのものを否定していることになるのではないかなと、自分たちは、その人類が営々として築き上げてきた、そう簡単には変わらない、半永久的な価値観というものを憲法に書き込んで納めているわけですが、それよりも自分たちのほうが上で、できるんだという、ちょっと、非常に思い上がった発想があるのではないかなと、やっぱり憲法というのは、そういう永続性のある価値観でもって、そのとき、そのときの、こう、不完全な人間がよってたかって、ああじゃ、こうじゃって言っているところで変なことをしないようにというふうな、やっぱり、そのルールのをはめるのが憲法なので、そこを軽々に変えていくと、日本が何を言っても、また、ちょっとしばらくしたら変わるんじゃないかっていうふうなことで信頼されなくなっちゃうと思いますけど、そのとき、そのときの人が好きに変えられるんだったら、日本の約束っていうのはそんなもんなんだなっていうふうな形になってくるし、いろんな意味で日本にとってよくない、自衛隊の人たちが集団的自衛権で行って、戦争の中で

ですね、自分が殺されそうになった、自分の隣にいる戦友が殺されて血を嘔き出して倒れた、それを見た、あるいは、攻めてくると思ってわあっと撃ったら、それは、実は子どもだったとかっていうふうなことがあって、それで、実際、アメリカの兵隊さんたちはPTSDになって、ふるさとに帰っても麻薬におぼれたりお酒におぼれたり、普通の生活に、家族にも溶け込めないような状態になってしまうっていうふうなことがありますから、日本の自衛隊の皆さん方がそんなふうなことにもなってしまうのではないかと思うので、そういう意味でも、本当に集団的自衛権というのは危険なことだというふうに思っています。

○6 番 (大原 孝芳) 今、村長のほうから、非常に危険であるというふうなお話です。

毎日、各新聞にですね、集団的自衛権の、この記事がございましたので、私にもわか勉強でいろいろ知ったわけですが、村民の皆様、お聞きしていますので、その集団的自衛権に1つのかわるものが個別的自衛権っていうんですかね、それで、やっぱり個別的自衛権っていうのは、いろいろを見ていますと、自分で、例えば自国、攻められたら自分で守ると、自分のことは、集団的自衛権っていうのは、今、村長、言われたように、例えばアメリカが攻められているときに、自分の同盟国が、そんなときに自分も一緒になって戦うと、そんなふうに私も理解しているんですが、例えば今、今の憲法で、個別的自衛権っていうのは、解釈上は認めているっていう話なんですけど、集団的自衛権が、例えば今日、こうやって話題になったっていうのを、いろいろ新聞の記事、見ていますと、話としては本当にいろいろ、自民党政権はずっと長く続いていますので、その中でもいろんな話があった中で、今回、安倍政権でどうしてこんなに早く出てきたっていうことが新聞に詳細に書いてありました。それは、2006年に1次安倍政権ができたときに、彼は、もう、そのときに、安保法制懇っていうと、安保の中で、その法律を、今みたいに法制局の中の解釈で集団的自衛権は行使できるっていうことを第1次内閣のときに、もう既にそういった懇談会を持って研究していたと、それで、彼は途中で辞めましたよね、そして、今回、また第2次安倍政権ができたわけですが、そのときとまったく同じ、1次のときと同じような、今言った安保法制懇っていうのを、また立ち上げて、今度は、それから、法制局の長官を、今回、変えましたよね、そして、その方を変えることによって、つまり解釈を、その方たちは、憲法の解釈を変えれば集団的自衛権は行使できるっていう、そういう考えの持ち主の方ばかり集まって、今回、こういった形で、内閣で決めれば解釈で集団的自衛権が行使できるって、そういったやり方をやっているっていうふうに読み取ったわけですが、例えば、今、村長も言われたように、そうした場合に、時の政権によって、内閣だけの、例えば時の政府が内閣だけのあれで、憲法をね、好きに解釈していけばですね、これこそ危ないことはないわけですよ。したがって、現在の自民党の政府の中でも、これに対して異論を唱えていますし、また、与党である公明党の皆さんだって、これはおかしいと、そういった意見で、なかなか極端に進んではいけないとは思いますが、私は、そのいろんな社説とか読んでいますと、非常に、私たちが戦争を意識するっていうこと

は、本当に、ここ、私達も戦後生まれですので、戦争が目の前にあるっていうことを余り意識したことがなかったんですが、これほど、集団的自衛権ってというのは、当然、真っ先に日本の自衛隊が飛んで行ってですね、アメリカに、もし何かあったときに、すぐ手助けするっていうことは、まずは自衛隊員が行くんですが、私も自分の子どもの歳ではだめですけど、孫とかですね、そういう可能性だってあるわけですよ、だから、今日ほどですね、やっぱり戦争っていうのを本当に身近に感じることがなかったんですが、こういったものが如実に、何か通ってしまうとですね、戦争って本当に近いんだなっていうようなことを、もう、本当に感じます。それで、例えば今の尖閣列島の問題とか中国の問題があるもんですから、ぜひ、何か、それをですね、ひとつ敵とみなして、何かそういうものをつくりながらですね、やっていくっていうようなことも見え見えですし、特に安倍政権においては、何か自分ですね、思っているんですかね、しなきゃいけない状況ってというのは、アメリカに言われているわけでも何でもないので、何か自分の思想、考え方の中で、つくることが非常に、もう、大事だと、したがって、例えば法制局の元OBであった方、あるいは自衛隊の元OBの方々は、そんなことする必要ないって言うにもかかわらずですね、彼一人がつくる必要があると、何ていうんですかね、片務性って言って、今の安保体制では日本が肩代わりしてもらっているのはおかしいと、それから、双務性って言って、つまり両方でお互いに助け合おうやと、だから、そういった理論をつけながら、やっぱり内閣で決められると、そういった考えでいると、そんなようなことも、いろいろ新聞なんかで読み取りました。したがって、今回、誰しも、村民の皆さんだって戦争なんていうのは起きっこないよと、そんなようにイメージしているかもしれませんが、今回のこういった一連の政府の動きっていうのは、非常に私は戦争に近いと思います。そういった面で、村長も、再度、今のこの集団的自衛権のですね、憲法解釈による容認っていうのは、私はそういうふう考えるんですが、村長はどんなふうに、今、お考えでしょうか。

○村長 集団的自衛権というわけですから、攻撃されたときに守るというふうなことを名目といたしますか、建前にしているわけですが、実際問題、例えばベトナム戦争にアメリカが本格的に入るきっかけになったも、有名な話ですけども、トンキン湾事件で、魚雷をアメリカの駆逐艦だったかな、が受けたというふうな話だったんですけども、あれは米軍の自作自演だったし、サダム・フセインがね、大量破壊兵器を用意しておって、いつ、もうテロの温床で、何をしでかすかわかんっていうのも、そうじゃなかった、でっち上げられた話だったというふうなことなので、いつも戦争っていうのは、攻められた、けしからんみたいな形でやっていくわけですよ、真珠湾についても、そのいろんな右寄りの方々は、あれははめられて、真珠湾を攻撃せざるを得ないような状況に日本は追い込まれたんだというふうなことから、逆に言えば、追い込んで、その説が正しいとすると、追い込ませておいて、攻撃させることで始めるっていうこともあるでしょうし、自作自演っていうこともあるでしょうし、だから、自衛だ、攻撃されたから守ってあげるんだという、そん

な、いろんな方がいろんなところで子どもだましみたいなのを言っているような単純なことではなくて、仕かけられた本当にでっち上げの話で戦争が始まって、そこにのめり込んで一緒にやらにゃいかんような約束になって、日本の兵隊さんも行って、そこで撃った、撃たれたっていう話になっていって、それで、例えば、比較的テロの対象に日本は余りなっていないわけですけども、日本でも、今度、東京オリンピックのときに、そのときに何かどこかのごちゃごちゃがあつてですね、テロの対象になるかもしれん、観光にも影響があるかもしれんって、いろんなことがあるかと思ひます。

それから、自衛隊だけじゃなくてね、人によっては徴兵制みたいなのを言っている方もいらっしゃる、若いやつを、ちょっとしっかりと鍛えんといかんみたいなの、そういうふうなニュアンスのことで言っていて、人もいらっしゃいますので、そんなことだつて、ひよつとするとあるかもしれないし、アメリカみたいにお金がない若者だけうまいことリクルートしていって兵隊にする、徴兵制はないけども、実質的に、大学に行かしてやるからみたいなの形で、そういう人ばかりを集めてきて、前線の兵隊さんにしていくというふうなことがアメリカでは行われている、いろんなことが考えられる、中川村でも、そういうふうなこともあるかもしれないし、観光だとか、それから、いろんな物が入ってこなくなる、物不足になるっていうふうなこともあるかもしれないし、本当にいろんな波及——波及効果といいますか、影響が出てくると思ひます。

○6 番 (大原 孝芳) これから、例えば、今、この集団的自衛権の問題がどういうふうになるかというのを新聞を読んでいますと、つまり、安保法制、今言った懇談会ですね、首相の私的懇談会が、今でも、そういったことを、自分たちの意見が合う人たちだけの報告書が出されたときに、自民党と公明党で話し合うと、それから、内閣法制局の了解を受けて憲法9条の解釈を変え、集団的自衛権が使えと夏ごろに閣議決定すると、それから行使する裏づけとして自衛隊法などの改正案を秋の臨時国会以降に成立させると、こんなようなシナリオが描かれているそうでございます。したがって、例えば、今、村長も言われたように、私たちは一生懸命、この村を、本当にどういう村にしようかとか、それから、みんながどうやったら幸せになれるかというのを一生懸命、議会で論議をしています。しかし、国のこうした動きがですね、一瞬にして私たちのこうした苦勞をですね、簡単にも壊してしまうと、そういうことも可能性があるようなことが、現在、国では、何ていうんですかね、討議されているわけです。したがって、私は、村民の皆さんにも、これは本当に、余り私たちには関係ないとか、そういうことを言わずにですね、ぜひ、こういった問題についてもしっかり考えていただいて、もし強行することがあればですね、ぜひ、また、大きな声を出していかなきゃいけないと、私たちは5,000人の村でございしますが、皆さんが集まれば本当に大きな声となって中央に届くんじゃないかと考えます。

そして、村長に最後にお聞きしますが、こうしたことで、TPPの問題であると

か、村長もいろんな場面でいろんな発言をされています。したがって、私と村長は、そんなに大きくは考え方が違うとは思いませんが、村民の代表としてですね、こうしたものに対して、村長の手紙、あるいは、いろんなツイッター、ホームページ等ですね、いろんな、前回も中川村に自衛隊の組織ができたときにですね、村長も何か述べられたことがホームページに書いてありましたが、機会あるごとにですね、こうしたことに対するご意見もですね、載せていただいたりして、村民を守るという立場でご発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○村 長 おっしゃるとおり、本当に戦争になったら、いい村づくりも水の泡というか、村民の幸せということは根本的に破壊されると思いますので、機会あるごとに発言をしていきたいというふうに思いますので、また、一緒に声を合わせていただければありがたいと思います。

○6 番 (大原 孝芳) 最後になりますが、質問ではございませんが、きょう、3・11ということで、先ほども皆さんと一緒に黙禱しました。ご存じように、もう3年たってもですね、本当に変わっていないというのが大方の認識かと思います。国のありようっていうのは、私たちは、本当に地方から国に物を申しなんていうことはなかなかできないわけですが、やっぱり国というものが、本来、私たち地方自治、分権って言われましたが、国って私たちにとってなんであるかっていうことをですね、集団的自衛権もしかり、それから、今日の福島復興を見てもですね、どういふふうにかかわっていくかっていうことがですね、やっぱりすごい大事だと思います。国っていうのは、私たち、本当に憲法のもとに最後まで守ってくれるか、そういったことも含めてですね、考えていく時期に来ているんじゃないかと、そんなふうに感じています。

以上で質問を終わります。

○議 長 これで大原孝芳議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後3時39分 散会]